

総務委員会記録

とき 令和7年12月4日

国分寺市議会

総 務 委 員 会

令和7年12月4日（木）

○ 出席委員

委員長	森田 たかし
副委員長	小坂 まさ代
委員	鈴木 ちひろ
	だて 淳一郎
	はぎの 英 輔
	新海 栄 一

○ 審査事項

- 1 議案第76号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第77号 国分寺市組織条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第78号 国分寺市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第79号 国分寺市公共調達条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第80号 国分寺市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第81号 国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び国分寺市消防団条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第82号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第96号 工事請負契約について
- 9 議案第102号 東京都四市競艇事業組合理約の一部を改正する規約について
- 10 議案第103号 動産の買入れについて
- 11 議案第104号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第105号 国分寺市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第107号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第108号 市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 調 査 行政改革について

R 7 . 6 . 5

《報告事項》

- (1) LINEを活用した情報発信等について
- (2) 恋ヶ窪市民サービスコーナーの状況について
- (3) 国分寺市地域産業活性化プランの策定について
- (4) その他

- 16 陳情第7-4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情

午前9時30分開会

○森田委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。本日もよろしくお願
いたします。



○森田委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。

まず、議案の審査を行います。

**議案第76号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○波岡情報管理課長 おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第76号、国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

資料を用意させていただいておりますので、議案第76号の資料をお願いいたします。

まず、1、条例改正の概要でございます。

今回の条例改正につきましては、本年1月から稼働しています基幹系システムの標準化に伴い、個人番
号を取り扱う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加す
るとともに、住登外者の情報を庁内連携するための規定を追加するものとなります。

次に、2、改正の内容でございます。

まず1つ目としまして、住登外宛名、こちらは市外の住所をお持ちの方という形になりますけれども、
管理する事務は独自利用事務に該当しますので、法の規定により、条例別表第1に当該事務を追加します。

2つ目としまして、住登外宛名を庁内連携し、別の事務で利用可能となりますので、条例別表第2に当
該連携する事務と情報を追加します。庁内連携のイメージを図式化しておりますので、御確認いただけ
ばと思います。

それでは、2ページをお願いいたします。3、庁内連携する事務でございます。

庁内連携する事務としましては、独自利用事務、法定事務で既に庁内連携を行っている事務、法定事務
で庁内連携を行っていないが住登外宛名番号は連携する可能性がある事務の3点が考えられますので、そ
れら全てを網羅するよう、条例別表第2に規定をいたします。

4、改正の方法になります。議案の新旧対照表も併せて御覧いただければと思います。

条例別表第1に、12の項としまして「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する
事務であって規則で定めるもの」を追加します。

また、条例別表第2に、35の項としまして、処理する事務として「前各項の中欄に掲げる事務及び法別
表の各項の下欄に掲げる事務」を追加し、利用する特定個人情報に「住登外者宛名番号管理機能による住
登外者の情報」を追加します。

なお、今回、別表第1に追加する条文の中で規則に振っている部分がございますが、その規則につつま
しては、国分寺市長が行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規則にな
りまして、そちらに「住登外者に係る情報の登録、更新、削除その他の事務」という文言を追加します。

最後になりますが、施行日は公布の日となっております。

なお、補足で住登外者の説明をさせていただきたいと思っております。住登外者につきましては、新旧対照表

の別表第1のほうに追加したところの括弧書きにありますけれども、市の住民基本台帳に記録されていない人という形になってございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○森田委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。今、住登外者の御説明がありまして、市の住民基本台帳に記録されていない方を指すということでしたが、具体的に、例えばどんな方が住登外者に当たるのかを教えてください。

○波岡情報管理課長 住登外者ですけれども、市の住民基本台帳に記録されていない方というところで、最初は国分寺市民だったけども、市外に転出された方、あるいは国分寺市のサービスを受けている方で、もともと市外に住まわれている方です。例えば、固定資産税でしたら、土地を持っている方で、国分寺市民じゃなくて、ずっと市外に住まわれている方もいらっしゃると思いますけれども、そういった方が当てはまるというふうに考えております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

今回、住登外者の宛番号管理機能による情報の管理に関する事務を追加するということで、住登外者の情報が庁内連携されるということなんですけれども、そもそも住登外者の情報を庁内連携する目的といいますか、その必要性について教えてください。

○波岡情報管理課長 こちらの住登外者の情報ですけれども、まず、その情報というのは、氏名、住所、生年月日、性別、この4つの情報となっております。

それで、こちらのイメージ図のほうにも描かせていただいておりますけれども、その方の住所が、市外からほかの市外に転居した場合、その情報を今までは各課において管理しておりました。それが、1つの課がその情報を得ることによって、ほかの課もその情報を連携して確認できるというふうな形になります。

○鈴木委員 情報の中身に関しては4つが連携され、共有されるということでした。もし変更があった場合、これまでは情報を各課で持っていたということですけど、これがほかの課にも共有されるということになると思います。具体的に、どういった課で連携される可能性があるのでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 各課をまたいだ連携ということにつきましては、システムに係る部分になりますので、デジタル行政推進室のほうからお答えさせていただきます。

まず、基幹系システムというものが、今回、標準化されて、1月から入っているんですけれども、そのシステムを使っている部署におきましては、皆、連携ができる状況にはなっているところでございます。なので、基本的には、市民課は本人から情報を得るということにはなるんですけれども、例えばそれ以外の課税課だったり、福祉関係の部署だったり、また、教育関係の学務課だったりといったところが、これらのシステムの恩恵を受け得る部署ですけれども、あくまで現状としては、まだそういうふうには使っていないということになりますので、そこにつきましても御承知おきいただけたらと思います。

○鈴木委員 現状は使っていないけれども、システムとして使えるようにしておくということですね。分かりました。

そうしますと、庁内連携される情報の中身は、氏名、住所、生年月日、性別、この4つというところが先ほどありましたけれども、資料の2ページの3番によると、伊の法定事務で既に庁内連携を行っている事務の中に「住登外宛名以外の情報（例：所得など）」と記載があるんですけれども、こういった所得など、この4つ以外の情報も連携されるということがあるのではないかとちょっと思ったんですけれども、

そちらについて、説明をお願いします。

○波岡情報管理課長　こちらにつきましては、資料の作り方に問題があったと思います。申し訳ございません。

もともと、今、この条例の別表のほうで、法定事務の中で、別表第2になりますけれども、庁内連携を行っている事務がございます。その中で、もう所得というところを連携している事務がありますけれども、そういったもので今回の住登外宛名を庁内連携するというのが考えられますので、あくまで連携するのは、今回追加するのは住登外宛名のみという形になっております。

○鈴木委員　つまり、御説明があった4つのみということで、所得などの情報連携はないということで理解いたしました。

こういった情報の連携というのは、どこまでひもづくのかということは市民の方にとってもすごく気になることだと思いますので、確認させていただきました。

庁内としては利便性が上がるかもしれないんですけども、それが本当に必要なかどうかというところの視点には立つ必要があるのかなというふうに思いまして、確認させていただきました。

取りあえず、以上で終わります。

○森田委員長　ほかにごございますか。

○はぎの委員　御説明ありがとうございます。私も鈴木委員と同様のところを確認したいなどは思っていましたので、一定、今の質疑のやり取りで理解させていただいたところですけども、改めてなんですけど、この住登外者の定義の部分で、これは先ほど課長の御答弁の中で、市外在住でも特定のサービスを受けている方ということで、何らかの給付とかを受けられている方もいらっしゃるんで、そういう人も含まれているんだなということで理解したところでもありますけれども、市内に在住している未届けの外国人とかも当然入るといふ、そういう認識でよろしいでしょうか。

○波岡情報管理課長　市として一定の給付とか、そういったサービス、管理が必要となる方であれば、外国人の方も対象となっております。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。

今回、この番号がついて管理されるということで、年間でどの程度、そういう方はいらっしゃるのでしょうか。想定されている人数とかがあれば、そこも確認させてください。

○波岡情報管理課長　そういった方が何名いて、各課でどういった方がいるのか、その人数というところは、私のほうでは、申し訳ございませんが、把握はしておりません。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。

ちょっと把握ができていないということなんですけれども、把握がしづらいというか、把握する方法が難しいということで理解させていただきました。

それで、この資料の2ページの3のアです。独自利用事務ということで「従来から市独自で個人番号を利用していた事務」という記載があるんですけど、これは具体的にどういう事務を指すのか、そこの御説明もお願いしたいと思います。

○波岡情報管理課長　今、御質疑の独自利用事務ですけども、条例の別表第1に11個規定されております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、独自利用事務というのは条例で定めなければならないとなっております、その11個が独自利用事務というふうになっております。

○はぎの委員 分かりました。11個あるということで、一応、事務の内容に関しては全部確認するのも時間があるなので、ここに当たるということで確認をさせていただきました。

それで、今回、この改正に伴って、何か市民サービスとか行政効率が向上するとか、そういったところの影響はあるのかどうか、その辺も確認させてください。

○波岡情報管理課長 メリットというところですけども、基本的には個人情報原則本人から収集というところがございます。それで今までも市外の情報につきましては各課で個別に収集をしていたというところですけども、庁内連携ができることによりまして、1つの課が収集した情報をほかの課でも見ることができます。また、住登外者の方にとっても、例えば、1つの課に住所が移転したと知らせたのに、ほかの課が把握していないとか、そういったこともなくなるというふうには考えております。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。税務とか、予防接種とか、あと福祉の給付関係とかでも、いろいろやりやすくなってくるところがあるのかなと想像するところであります。

それで、最後ですけども、今回、この改正に伴って、システム変更とか維持管理費とかで、何か出るものがあるのかどうか、その導入の運用コスト面で、もし発生するところがあれば、念のため確認させてください。

○山下デジタル行政推進室長 今回のこの機能につきましては、国の標準化の仕様の中に入っておりますので、現状以上のコストは発生しないというふうには考えております。

○はぎの委員 現状以上のコストは発生しないということで確認させていただきました。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかに質疑のある方。

○だて委員 今、るる議論があって、大体内容については理解をしたところなんですけど、なかなか住登外者という言葉自体があまり我々も聞き慣れない言葉であって、今回、理解をさせていただいたところであります。

それで、庁内連携が進むということで、今、御説明があったように、いろんな形で効率化も図られて、庁内で便利になって、運用されていくんだろうというふうに思っているんですけど、今まで管理されていなかった部署においても、新しい個人情報という観点の中で、アクセスができるようになるということかと思うんですけど、これは多分、誰でも彼でもその情報にアクセスできるわけじゃないと思うんです。その辺の庁内連携をするための手続とか、どういった管理の下で行われていくのか教えてください。

○山下デジタル行政推進室長 今の部分につきましては、主にシステムのほうで管理していますので、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、今回、この条例によって影響を受ける部分としましては、当然、そのシステムで見られるところと見られないところということになってくるんですけども、このシステムにつきましては、見られる人というのは限定されておりまして、どんな部署でも見られるわけではありません。そもそも、その機械自体が設置されていない部署もあります。また、その機械が設置されている部署におきましても、必要のない職員が必要のない事務で見ることがないように権限を割り振ることによって、必要な部分だけが見られるようにしているところでございます。

ただ、このシステム以外のところで、例えば、原則、本人からの収集となっているところが、本人からではなくても、1回収集したらほかの部署でも見られてしまうというところにつきましては、まだ、こういったことは進めていませぬので、これから関係部署と共に、市民に対して「今回、ここでいただいた情

報につきましては、こういうところでも使われます」といったような注意書きだったりとかをどういうふうに周知していくのかというところは、検討しなければいけないと考えているところでございます。

○だて委員　ありがとうございます。理解をいたしました。

今、御説明にあったように、そもそも見るための機械がなかったりとか、限定されているということがありますので、個人情報との兼ね合いというところも、きちんとクリアされているということで理解をさせていただきましたので、承知しました。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

○新海委員　説明ありがとうございます。住登外者の定義ですけど、要するに、市内にマンションを持っていて、それでほかの市に住んでいる、そういう人が当たるのですか。そういう人は当たらないのですか。

○波岡情報管理課長　住登外者に当たります。

○新海委員　そうしますと、物すごい人数いると思うんですよ。人数の把握ができないというのは、なかなか問題だと思いますけどね。どうなんでしょうか。

○波岡情報管理課長　私のほうで総括的に全員把握できないというところでありまして、例えば、課税課であれば、納税通知書等を発送しておりますので、各課においては、人数は把握しているというふうに考えております。

○新海委員　そうすると、今度は全体が分かってくるということなのか。

要するに、マンションを持っているけど、どこに住んでいるか分からないという方も結構いるんですよ。それで困ってしまうときがありますので、本当にしっかり押さえておいてもらいたいんですけど、そのあたりは、これをやると確実に押さえられますかね。

○波岡情報管理課長　確実に押さえられるというふうには、私のほうから申し上げることはできないところでございます。

もともと、どこに住んでいるか分からない人については、例えば、担当課のほうで、多分、調査を各市にかけておりますので、なかなか全部がこれで押さえられるかというのはちょっと難しいところなのかなというふうには思います。

○森田委員長　各課では把握を進めているというところで、情報管理課のほうでは、各課の状況というのは、今、分かりかねるという御答弁だったんですけども。

○新海委員　それは分かりました。情報を各課で全部合わせられないですかね。全部合わせなきゃ取れないですかね。だんだん危ないのが出てくるんですよ。

そのあたりも問題点がいろいろあると思いますので、整理していただいて、できるだけしっかりした情報を集めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○森田委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○小坂委員　これまでの質疑で、かなり理解が深まったところなんですけど、利便性が向上する一方で、何らかの事情でつながりたくない御事情を抱えている方もいらっしゃるのではないかなというふうに、ちょっと懸念をしたところです。

先ほど、住登外者の方、御本人には、今後、情報共有の許可はいただくようにするというような御答弁もありましたけれども、例えば、DVで避難をされた方ですとか、そういったつながりたくない方への配慮みたいなものは、どのようにお考えでしょうか。

○波岡情報管理課長 今、例に挙げられたDVの関係ですけれども、最初は住基上にフラグというのが立ちます。それで立ったフラグはそのまま住登外宛名のほうにも共有されますので、例えば、市民課から共有されたものを保険課が見たときに、その方にフラグが立っているというのは確認することができます。

○小坂委員 便利になる一方で、懸念される点もありますので、取扱いについてはそういった御配慮をぜひよろしく願いいたします。

○森田委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第77号 国分寺市組織条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○清水政策経営課長 議案第77号、国分寺市組織条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。本案につきましては、組織の効率化を図り、業務の改善を進めるため、改正をいたしたいというものでございます。

資料を御用意してございます。資料の1ページをお願いいたします。

1の改正内容となりますが、こちらの内容につきましては、さきの閉会中の総務委員会で御報告させていただきました機構改革検討委員会からの報告書に基づく改正を行いたいというものでございます。

(1)につきましては、1ページ下段の部の再編の表にありますとおり、現状の政策部、総務部の2部を政策経営部、財政法務部、総務部の3部に再編することによりまして、これまで以上に役割の明確化とチェック機能の強化を図るというものとなります。

また、1の(2)につきましては、(1)の部の再編に伴いまして、分掌事務を改正いたしたいというものとなります。改正の内容につきましては、2ページの上段、分掌事務の整理の表に記載のとおり整理させていただきました。

続きまして、1の(3)につきましては、部課名について、市民にとって簡潔で伝わりやすい名称に見直すというものになります。

最後の1の(4)につきましては附則の部分となりますが、各条例中の附属機関の庶務担当課の名称などの改正を行いたいというものとなります。対象となる条例につきましては、2ページ下段の関連条例の改正の表を御参照ください。

本条例の施行日につきましては令和8年4月1日となりますので、組織規則等の関連する例規につきましても、令和8年3月までには改正の手続きを行ってまいります。

その他の参考資料といたしまして、4ページから5ページにかけては、資料No.2として、組織図(案)の新旧対照表を、そして、6ページ以降につきましては、資料No.3といたしまして、分掌事務(案)の新旧対照表を添付させていただきましたので、お読み取りをお願いいたします。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○森田委員長 説明が終わりました。それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。

今回、市民にとって簡潔で伝わりやすい組織名ということで、確かに、現行と改正後(案)を見ますと、例えば、市政戦略室というのが広報プロモーション室で、この一例を見ただけでもすごくイメージしやすいかなということで、私も今回の試みは非常にいいなと思っております。

それで、国分寺市組織規則等の改正手続を経てということになりますので、実際、庁内のいろんな掲示物であったりとか、あとはホームページの表示とか、様々、行っていただくことになると思うんですけども、実際、これを市民の方に事前にお知らせするのかとか、市報とかで事前に周知するのか、その辺の予定というか、決まっているところだけで結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○清水政策経営課長 これだけの大きな組織名称の改正になりますので、周知のほうは非常に重要だと思っております。

当然、市報には、4月1日号市報で掲載を予定してございますし、ホームページ、SNS等で周知をしっかりと図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。ぜひよろしくお願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

○だて委員 この件に関しては、前回、閉会中の委員会でも少し議論があって、いろいろ皆さんからも御意見が出たかなと思っております。

今回、議案ということで、改めてになるわけですが、今、お話があったように、大分大きな組織改編ということで、これについては、丸山市長が就任されて、いろんな思いの中で、こういった形で、所信表明にもいろいろあったような中身も踏まえた形の再編だと思うんですけども、この大きな部分については、今、はぎの委員からあったように、市民にしっかり説明をしていただく必要はあるかと思っております。そこはお願いしたいところではありますので、対応していただきたいと思えます。

それで、この再編の肝の部分についてです。ここは多分、担当ではなかなか答えづらい部分もあるかなと思うんですけど、要はどういう思いというか、どういう意図、方針を持って、これからこの部を再編して市政を進めていかれるのかというのが大事なところかなというように思うんですけども、その辺について、もし市長から何かコメントがあればお願いします。

○丸山市長 今回、近年にはないような形で、大型の組織改編ということで、今、御提案をさせていただいているところです。今、委員のほうからも何点か触れていただいたところですが、私が市長に就任したときから、やはり横断的に、組織的に、しっかり仕事をしていきたいというところ、このことは様々な場所で述べてきました。

今回、大きな改編としては、政策部を大きく2つに分けて、政策経営部と財政法務部、そして総務部の仕事の役割分担ということも見直したり、また、まちづくり部の名称等も変更しました。

一つ象徴的に言えば、政策経営部というところでは、今後、市政の攻めの部分ですね。このまちがどのように変わっていくのか、どういった経営というものをやっていくのかということを中心に、しっかり

練ってほしいというところ。一方で、財政法務部においては、しっかり守りの部分ということで、財政の積み上げであったり、また、法務的な問題がないように、しっかりしていきたい、その強化を図りたいということで分けさせていただきました。

攻めと守りと申しましたが、私は攻めていくということが、長い目で見れば、このまちが安定的・持続的に続くための守りの要素になると思ってもいますし、また財政というところ、また法務というところで、しっかり守るべきところを守っていくというところが、これはある意味で攻めの部分にも通ずるので、なかなか攻めだけとか守りだけということではないんですが、一つは役割、また事務負担ということも鑑みて、今回、こういう提案をさせていただいたというところでもあります。

そして、名称についても、私も市議会議員のときに10年間、だて委員と一緒に仕事をさせていただきましたけども、毎年に近い形で、組織名称の改編であったり、また時代の変遷、ニーズに合わせて、新たな課の設置等々を行ってくる中で、若干、名称であったりとか、その位置づけというところが曖昧になってしまったり、整合性が取れていないのかなと思うところが私自身もありまして、その部分は名称を簡便にする、要はエッセンスのところをしっかりと抜き出すという形で整理をさせていただき、今回、こういった形で大きな変更というものを提案させていただきました。

ただ、今、はぎの委員からも御質疑がありましたが、当然、市民の方にとって影響もありますし、また、庁内においても、これを毎年繰り返すようであれば、正直、私は仕事にならないと思っていますので、これは検討委員会の冒頭のところでも、また、庁議の場でも申し上げたんですけども、当然、大きな事情変更があった場合は別ですが、基本的には今の私の任期中において、部署名の変更は今後行う予定はないということでもあります。担当の課に何か兼任で担当をつけるとか、そういうことはあるかもしれませんが、部名、課名、その辺において大きな変更を加えることはないという前提で、今回、しっかり変えようということ、このような提案をさせていただきました。

○だて委員　ありがとうございました。御意図のほうは理解をいたしました。

攻守一体で、しっかり経営の観点で市政を進めていくというような決意の表れの組織改編だということで理解をいたしましたし、市民にとっても分かりやすい形で、部署の名前も変えるということでもあります。

また、今、御表明がありましたように、もう任期中は、特段の事情がない限りはこれ以上変えないということではありますが、ただ、そこは必要に応じて、適宜御対応いただければ、それは結構なことかなというように思っております。

何しろ働く皆さんも、一般市民の皆さんも含めて、その職場の中で、しっかりとそれぞれの分に応じて、しっかり仕事をしていただけるような組織体ということで、大幅に変わることによって、最初は少し混乱するとか、やりづらい部分はあるかと思しますので、そこら辺はしっかりと市長を中心としてマネジメントを進めていただきたいなと思いますし、例の横串の組織横断的な対応をしていくというところも本当に大きな改革であろうというように思っていますので、私としてはそこについては期待して見ていきたいなというには思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいという要望と期待を込めて、質疑をさせていただきました。ありがとうございました。

○鈴木委員　今の御説明で、政策部のほうが2つの部署に分かれるというところに関して、一定程度、納得できるなというふうに理解したところです。

今の市長の御説明に一部あったんですけども、まちづくり部のほうも、今回、都市企画部という名前になるという改正案が出されているところです。閉会中も少し意見を述べさせていただいたんですけど

も、今回、まちづくり部が都市企画部になるという案が出てきて、まちづくりについて、この部署は、ソフト面とハード面を重視した市民との協働もかなり進めてきた部署かなと思っておりまして、今回、この都市企画部という名前になることに対して、かなりハード面を重要視したような印象を市民としては受けるのかなというふうにはちょっと考えております。

閉会中も少し意見を述べさせていただきましたので、その後、どういった整理をまたされたのか、改めて教えていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○清水政策経営課長　こちら、さきの閉会中の総務委員会でも御答弁させていただきましたけど、まちづくりというのは決してまちづくり部だけで行っているわけではなくて、当然、ハード面、ソフト面ありますので、ソフト面については市民生活部ですとか、ほかの部など市全体でまちづくりを行っていくと、そういう意味を込めまして、今回、このまちづくり部については、おっしゃったとおりハード面を連想させるということになるかと思いますが、そこはある意味、メインの仕事でございますので、そのように整理させていただいたというところでございます。

○丸山市長　私の考えと思いたいということでも、少し述べさせていただければと思います。

今、課長のほうから答弁したところもあるんですが、「まちづくり」という言葉が大変広範な言葉になっていて、正直言うと、そこだけだと、どこまで何をやるのかというところが、少し曖昧模糊としたところもあるのかなというところがあって、そういったことに鑑みて、今回、名称の変更ということをご提案させていただいています。

ただ、私自身は決してハード面のみを扱う部署という認識ではなくて、「企画」という言葉も入れさせていただいているとおり、まちの在り方、まちづくりの在り方というものを考えるという基本のミッションは変わっておらず、その意味では特段の矛盾はないというふうに考えていますし、現に今、アーバンデザインセンターの設置に向けて動いているところでありまして、この企画という面、また、まちづくりをみんなで一緒にやっていくというところについては、今後、さらなる機能強化を私は図っていくつもりでありますので、御懸念の御意見もあろうかなとは思いますが、そういった意図ではないというところはお伝えをさせていただければと思います。

○森田委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○小坂委員　今までの市長、課長の御答弁で大変理解をしたところで、整理され、分かりやすくなったというふうには思っております。

今の関連なんですけれども、閉会中に各常任委員会で様々な意見が出ていたかと思うんですけども、今のまちづくり部の件以外も、一旦受け止めていただいて、その議論を経て、今回の御提案になったかと思うんですが、前回からのその後の検討状況について、簡単にお伺いできますでしょうか。

○清水政策経営課長　閉会中に各常任委員会のほうに報告させていただきまして、御意見をいただいたところでございます。

その後、再検討したところでございますが、機構改革検討委員会というところで報告を出させていただきました。これをあくまで尊重するというところを踏まえて、今回、その報告書に沿った改正となったというところでございます。

○小坂委員　分かりました。一旦受け止めて、検討していただいたということです。

もしかして、以前に御答弁いただいたかもしれないんですけども、資料のほうに掲載がなかったの、

市長にお伺いしたいんですけども、政策経営部の市長政策室の中で、総合調整担当と行政経営担当というふうになっていますが、この仕事のすみ分けですとか、具体的にどのようなことをするのか、お伺いできますでしょうか。

○清水政策経営課長　こちらの市長政策室になりますが、総合調整担当につきましては、これまで市長が公約等でおっしゃっていました、庁内横断的な案件に対して総合的な調整を図っていく部署になります。また、この行政経営担当につきましては、現在の政策経営担当となりますが、こちらは例えば、長期総合計画の進行管理ですとか、そういった進行管理的なことを担っていく部署になります。

○森田委員長　よろしいですか。
ほかに質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。
討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　続きまして、**議案第78号 国分寺市行政手続条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

○久保政策法務課長　議案第78号、国分寺市行政手続条例の一部を改正する条例について、資料を御用意いたしましたので、資料に沿って御説明いたします。

1つ目の条例改正の概要です。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部改正が行われ、聴聞の通知等の公示送達に関する規定が改められました。本条例改正は、この行政手続法の一部改正を踏まえ、国分寺市行政手続条例について、行政手続法と同様の一部改正を行うものとなります。

2つ目の制度の概要についてです。

市長等が不利益処分を行おうとする場合、不利益処分の相手方に、その防御権を行使する機会を与えるため、聴聞や弁明の機会の付与といった手続を取ることとされております。

聴聞は、許認可の取消しなど、比較的重大な処分を対象とし、弁明の機会の付与は比較的軽微な処分を対象とするものです。聴聞と弁明の機会の付与につきましては、不利益処分に先立って処分の相手方に意見陳述や質問等の機会を与えるものとなります。聴聞が口頭審理なのに対し、弁明の機会の付与は原則的に書面審理とされており、弁明の機会の付与のほうがより簡略化された手続となっております。

そして、この聴聞等の実施に当たって、処分の相手方に書面により聴聞等を行う旨の通知を送付することとなりますが、処分の相手方の所在が分からず、通知を送付できない場合、公示送達の手続により送達

することができるかとされております。

議案の新旧対照表をお願いいたします。

現行の第15条第3項では、公示送達は「事務所の掲示場に掲示することによって行う」とされております。現在の公示送達は市役所1階南側の入り口の脇にある掲示場に公示文書を掲示する方法により行うこととしておりますが、これを改正後の第15条第4項で「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」と、これはインターネットによる公示送達のこととなりますが、これを行うとともに、従前どおり「事務所の掲示場に掲示」するほか、「事務所に設置した電子計算機の映像面に表示」といった方法に改めるものとなります。

第16条以下の改正につきましては、第15条の改正に伴う条項ずれや文言整理となります。

資料に戻りまして、4つ目の、改正後の条例第15条第4項に規定する規則で定める方法です。

先ほど御説明いたしました、こちらに記載のとおり、インターネットによる公表の方法について規則で規定いたします。

5つ目のインターネットによる公示送達に当たっては、処分の名宛人のプライバシーへの配慮の観点から、テキスト抽出やテキスト検索を困難にするため、公示文書を画像化した上で、市ホームページ等に掲載することといたします。

また、公示期間が満了したときや、通知文書を名宛人に交付することができたときには、速やかに市ホームページ等から公示文書を削除することといたします。

このホームページ等における公示送達のほか、従前どおりの市役所掲示場での掲示を行うとともに、市役所の市政情報コーナーのタブレット端末でも閲覧が可能となります。

6つ目の公示事項です。

聴聞の場合は名宛人の氏名、聴聞の期日、場所、所管部署名などと、通知文書をいつでも名宛人に交付する旨を公示いたします。

弁明の機会の付与の場合は、名宛人の氏名、弁明書の提出先と提出期限、そして通知文書をいつでも名宛人に交付する旨を公示いたします。

続きまして、議案の改正文をお願いいたします。

本則部分につきましては、先ほど新旧対照表で御説明したとおりとなります。

附則をお願いいたします。

附則第1項で施行期日を規定しております。こちらは行政手続法の一部改正の日と同日としております。

法改正の施行日は政令に委任されておりますが、政令がまだ公布されていないため、現在のところは未定となります。

附則第2項は経過措置です。施行日前にした通知については、従前の例によるとする経過措置を規定しております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○小坂委員 御説明ありがとうございました。

居所が分からない方に聴聞の機会等を与えるために掲示するというので、先ほど南側のところも見てまいりました。これがインターネットで、一定期間、2週間ですかね、公開されることになるということなんです。近隣自治体ですとか他自治体の状況について、把握されていましてら教えてください。

○久保政策法務課長　こちらの行政手続条例につきましては、各市、おおむね行政手続法と同様の規定となっていると思いますので、当市と同様の対応が行われるものと認識しております。

○小坂委員　各自治体、同等のことが行われていくということです。

プライバシーに対する配慮についても記載がありました。画像で掲示して、検索がしづらくなるようにしていくということなんですけれども、実際にちょっとイメージを共有させていただきたいんですが、市のホームページ上に、このページができて、この限られた情報が一定期間掲載されるというようなことでしょうか。

○波岡情報管理課長　掲示場の関係ですので、私のほうから御答弁させていただきます。

今、検討している状況ですけれども、市のホームページに、文言はちょっと分かりませんが、電子掲示場ですとか、そういったようなところを作りまして、その中に掲示していくというふうな考えでおります。

○小坂委員　ありがとうございます。プライバシーの保護ということに関して確認をさせていただいたかったところです。

最大限、テキスト検索ができなくなるというような配慮をしていただくということで、アクセス制限ですとか、それ以上の保護についての御検討はされたのか、何かあればお伺いできますでしょうか。

○波岡情報管理課長　今のところ、市のホームページで掲載することを考えております。そうすると、そういったアクセス制限等々はできないというところになりますので、先ほど政策法務課長が御説明さしあげたとおり、画像データで、いわゆる検索もなかなかできない、あとはコピーもできないような形を取りたいというふうに考えております。

○小坂委員　分かりました。

これまで、市役所に来て掲示を見ることが唯一の手段だったところに、より届きやすくなるのかなというふうにも理解をしております。ありがとうございました。

○森田委員長　ほかに質疑はございますか。

○はぎの委員　ただいまの小坂委員の関連でもあるんですけれども、御答弁で、利便性の確保とプライバシーの保護という、その両立の部分は一定理解させていただきました。

それで、資料にもありますけれども、期間制限の部分になります。期間経過後、速やかに削除という表現がございましてけれども、確かにこれは、私が懸念している部分として、名宛人の特定につながるというか、個人情報さらされ続けるということを最大限抑えていくという配慮というか、そういった部分で、具体的にこの速やかにというのは、どういう運用基準なのでしょう。翌日なのか、把握して何時間以内とか、どういうイメージで捉えていけばいいのか、その辺、決まっていれば確認させてください。

○波岡情報管理課長　ホームページになりますけれども、基本的に、こちらは2週間というところですので、まず、ホームページの設定で、2週間でそのページが見られなくなるような設定をします。あとは名宛人が見つかったときには、そのページは私たち情報管理課のほうでデータをアップしたり削除したりしますので、すぐに担当課のほうから知らせていただき、削除する手続を取るといった形になると思います。

○はぎの委員　分かりました。把握して直ちというようなことで、具体的に何時間以内とか、そういうことではないということなので、なるべく早めに行っていただけるというようなことで理解をさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○森田委員長　ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。
討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　　続きまして、**議案第79号 国分寺市公共調達条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

それでは、担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長　　議案第79号、国分寺市公共調達条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案にあります改正文と新旧対照表を御覧いただければと存じます。

提案理由についてでございますが、引用する法律の題名を改めるためでございます。

具体的な改正内容としましては、国分寺市公共調達条例第5条第4項中にある「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めるものとなります。

法令改正について補足の説明ですが、公布日は令和7年5月23日、施行日については令和8年1月1日、改正内容については、題名変更のほか、中小受託事業者の利益保護を目的として、対象取引において、手形払い等の禁止など、規制の見直しを図ったものとなっております。

本改正による本年度予算の新たな措置は必要ございません。

条例施行日については、当該法律の施行日に合わせて、令和8年1月1日としたいと思っております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○森田委員長　　御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　　**議案第80号 国分寺市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

それでは、担当より説明を求めます。

○増田職員課長　それでは、議案第80号、国分寺市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、職員の定年による退職の特例並びに管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例に係る規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

資料を御用意してございます。順番に御説明させていただきます。

まず、1の改正経緯でございます。

職員の定年引上げについては、地方公務員法の改正に伴い、令和4年度に国分寺市における定年に係る条例や、その他関連例規の整備を行い、令和5年度から、この定年延長制度がスタートしているところでございます。

例規整備に当たり、国分寺市では、国から示されていた条例案に規定されていた管理監督職上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、こちら言い換えますと特例任用となりますが、それと定年による退職の特例、これも言い換えまして勤務延長と呼ばせていただきますが、このことについて、当市で検討を行った結果、当時は運用する予定がなかったことから、その部分の規定の整備を見送ったという経緯がございました。

しかしながら、この部分の規定を設けていないのは、多摩26市中、当市のみでありまして、他自治体との均衡を図るとともに、今後、公務の運用上、必要が生じた際に対処できるよう、特例任用と勤務延長を導入するというものでございます。

2の改正内容でございます。

今回、追加する制度は大きく2つございます。まず、(1)管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理職への任用の制限の特例となります。これが特例任用と呼ばれるものとなります。もう一つが、資料3ページ下段にあります(2)定年による退職の特例となります。こちらが勤務延長と呼ばせていただきます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、まず、下段の図を御覧ください。管理監督職勤務上限年齢による降任のイメージ図となります。

こちらは当市でも運用している、60歳に到達した後のいわゆる役職定年のイメージとなります。当市では、60歳到達年度の翌年度に非管理職への降任を行っております。こちらが原則の運用である役職定年を図式化したものでございます。

2ページをお願いいたします。

上段にもありますとおり、例えば、当該管理職の降任により公務の運営に著しい支障が生ずる場合などに、当該職員を引き続き管理監督職に任用できるのが特例任用という形になります。

この特例任用には、さらに2つの制度がございます。まず1つ目が、①の勤務延長型特例任用、それから2つ目については、下段の②の異動可能型特例任用となります。図も御覧いただきながら御確認いただきたいと思っております。

まず、①の勤務延長型特例任用でございますが、業務の継続的遂行の必要性等の理由がある場合に、役職定年に達した管理職を、同じ職で引き続き当該管理職として勤務させる制度となります。こちらの制度では、延長の上限は3年までということになります。

2つ目の②の異動可能型特例任用です。こちらにつきましては、資料3ページ上段の太枠の中にあるま

す特定管理監督職群の管理監督職の欠員補充が困難であり、業務遂行に重大な障害が生じる場合に、役職定年となる特定管理職群に属する管理監督職の職員を、引き続きこの管理監督職群に属する管理監督職として勤務させる制度となります。こちらについては、延長期間は最大5年ということになります。

特定管理監督職群の区分につきましては、先ほど御説明いたしました資料3ページの太枠部分をお読み取りいただきたいと思えます。大きく4つの分野、総務分野、厚生分野、建設環境分野、文教分野というような形の管理監督職群を設けるものでございます。

次に、大きな2つ目です。3ページ下段の(2)定年による退職の特例(勤務延長)についてです。

こちらは、定年退職予定の職員に業務の継続的遂行の必要性等がある場合に、その職員を定年退職日の翌日以降も引き続き勤務させることができる制度となります。こちらは最大3年までの延長が可能ということになってございます。

4ページをお願いいたします。今、御説明いたしました特例任用と勤務延長について、項目ごとに違いを御確認いただくための比較表となります。

給与面の違いにつきましては、表の下段の勤務条件のとおり、左端の特例任用の勤務延長型と右端の勤務延長については、給料の7割措置は適用せず、特例任用の真ん中の異動可能型については、給与の7割措置を適用するというものでございます。

3の施行日となります。本条例の施行日につきましては、第4回定例会で議決をいただいた後、公布の日から施行したいというふうに考えてございます。

また、経過措置といたしまして、改正附則の第2項から第8項まで、①定年年齢の段階的引上げ期間に勤務延長された職員の昇任等を制限する規定、それから②勤務延長された職員を暫定再任用職員として任用するための規定を設けてございます。

最後に、資料5ページをお願いいたします。

4、附則による関係条例の改正でございます。今回の条例改正により、表にありますとおり、改正文の附則の第9項から第13項まで、こちらの表でお示しさせていただいている関係条例5件の改正も併せて行いたいと考えてございます。改正内容につきましては、こちらの表と、それぞれの条例の新旧対照表を御確認いただきたいと思います。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。改正経緯のところをもう少しお聞きしたいなと思えます。資料の1ページ目です。

今回、多摩26市で特例任用と勤務延長の制度を設けていない自治体は国分寺市のみということなんですよ。それで、当時議論があったときに見送ったというふうに御説明があったんですけども、その理由が分かりましたら教えてください。

○増田職員課長 当時の検討状況では、60歳で役職定年になったとしても、新陳代謝といいましょうか、そういったところで、随時昇任をさせていく、若い職員を昇任させていくということで対応ができるだろうというところで、かなり厳しい条件での例規整備をしたというふうな認識でございます。

そのような検討結果で、当時の制度スタート時には、運用の予定がないということで、当時の改正の内容では、その部分を含まない形で改正を行ったという経緯だと認識してございます。

○鈴木委員 私としても、若い職員の方を昇任させていくことを促したいという市の当時の考え方という

のも、非常に理解できるどころだなと思いました。

ただ、多摩26市では本市のみということで、今回、令和4年度から少し時間が空いて改正するということですが、ほかの市が全てやっているから本市もやろうというような理由と、あとは公務の継続的遂行を担保するという理由、この2つがあると思うんですけど、どうしてまたこのタイミングでやるということになったのか、教えていただきたいと思います。

○丸山市長 今回の提案になった理由としては、私のほうで指示をしました。就任直後に制度設計をするように担当課のほうに指示をして、今回、この提案をさせていただくところに至りました。

理由としては、私の基本的な考え方も、新陳代謝というものを第一に捉えています。やはり若い方であったり、次の世代に、仕事というものは適切に引き渡して行って、国分寺市が今後も持続可能に発展していく組織づくりをするというのが、これは大前提であります。

しかしながら、やはり人数構成であったり、そういった点を鑑みると、これから退職者も一定数、役職者においても多く出てくるのが予定をされている中で、一義的には新陳代謝というものを図ることを考えながらも、市民サービスであったり業務の遂行というところが担保されていなければ、それも成り立たない話ということで、私としては、しっかりそういった幅、必要に応じて、その業務をお任せし、引き続きお願いする職員においては、続けられるような仕組みというものはつくっておくべきではないかということの問題意識として持っていて、就任直後に担当課に指示を下し、そして改めて調査、確認をしたところです。結果として、多摩26市の中で当市だけが、この制度を現状、今、取り入れていなかったということでありまして、それを含めて、当市においても今回のタイミングでこの提案をしてやっていくということで提案をさせていただきました。

繰り返しになるんですが、基本的には人材が育ってきて、適切なタイミングであれば、それは新しい職員に担ってもらおうという考え方を原則として持った上で、必要に応じて、そういった定年延長という形も取りながら、しっかりと仕事を進めていきたいと、こういう思いで、今回、提案をしました。

○鈴木委員 ありがとうございます。とても理解が進みました。

改正内容のほうでは、公務の運営に著しい支障が生じる場合に、職員をそのまま特例で任用することができる。または異動可能型特例任用の場合も、業務の遂行に重大な障害が生じる場合という、各ケースがあると思うんですけども、具体的に想定されているケースにはどのようなものがあるのでしょうか。

○増田職員課長 まず、前提として想定されるケースとしては、市にとって重大なプロジェクトが進行中で、例えば、その管理職の方が、相手方との交渉のキーマンになるような方であったりとか、そういった場合で、その管理職がいなくなることによって、その業務自体が停滞してしまう、むしろスピードが遅くなってしまいかというような場合が想定されるかと思います。市として考えられるのは、やはり重要なプロジェクト的なもので、そういった場面が出てくるのではないかというふうに考えてございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○だて委員 勤務延長のほうについては、さっきの役職とかとは関係ないところの勤務延長という認識でよろしいのか、伺いたいと思います。

○増田職員課長 委員のおっしゃるとおりでございます。勤務延長のほうにつきましては、管理職、非管理職は問わないということで、その職員の能力といたしましては、職務上、その職員がいなくてというような状況もありますので、非管理職も含まれるというものでございます。

○だて委員 非管理職も含まれるということでありますが、今後、これを展開していく中で、もちろん従事されていらっしゃる方の御希望とかも当然あると思うし、その勤務延長の事由ということで、今、能力的なところも含めてということでおっしゃっていたんですけども、例えば、人数とかを決めてやるのか、その都度、必要な人数がいれば、それだけやっていくのか、その辺はどうなるかということと、併せて、勤務延長していくということで、人件費の関係というところが、今後、どういった影響を受けていくのか、その辺を教えてください。

○増田職員課長 今回の特例による勤務延長も含めてですが、毎年度何人というような人数の縛りはございません。そのときの状況に応じて、適宜適切に任命権者が判断するというようなことになろうかと思えます。

それから、先ほどの給与面のところでございますが、例えば異動可能型の特例任用については7割措置というような形になりますので、そこについては、現状の60歳以後の7割措置と同じような扱いになります。ただ、勤務延長型の特例任用と勤務延長については、定年前に従事していた職務と同じ内容、同じ職層で勤務していただきますので、そこについては定年前と同じ10割支給というような考え方になってございます。

○だて委員 分かりました。

ただ、定年を予定されていた方の勤務がさらに長くなれば、当然、人件費がその分発生してくるということだと思っておりますが、それは、何人そういう対象にしていくかということで、またボリュームが変わってくるのかなというふうには思っているんですけども、その辺、どうなりますか。人数は分からないということではあるんですけど、1桁ぐらいのイメージなのか、もっと10人、20人というような形になるのか、その辺は何か感覚としてありますか。それによって、また人件費も大分変わってくるのかなと思っておりますけども、その辺はどういうイメージなのでしょう。

○増田職員課長 人数的には10人、20人というレベルではなくて、他市の運用状況を見ても、大体各市2人か3人程度です。多いところでも3人程度というところでございます。

あと、運用している自治体についても数少ない状況でございますので、ルールがあって、本当に置き換えが利かないというような場合に限定的に運用しているのではないかというような形で、他市の状況は分析してございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

○はぎの委員 私のほうから簡単に一つだけ確認させてください。

特定管理監督職群の区分を見ますと、大変重要な職を担っていただいている方々だなど、改めて感じているところであります。

それぞれの分野で、高齢の職員というか、本当に経験豊かな知識と経験を持たれている、そういった方が必要とされている理由は大変よく理解しているわけでありませうけれども、若手職員への、いわゆるノウハウの継承といいますか、そういったものが逆に今回の改正によってなされていく、促進されていくというような理解でよろしいのか、そういった体制が取れるという、そういう考え方でよろしいでしょうか。一応、念のため確認をさせていただきます。

○増田職員課長 定年延長がスタートした段階で、60歳を過ぎた後については、非管理職のほうに降格とはなりますが、フルタイムで勤務を希望するという方であれば、その方については、その方が活躍できる、

その方の今までの知識や経験を後輩のほうに伝えていただくということは、今、現状でも、職層は違いますが、その役割は担っていただいているのではないかなというふうに考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

やっぱり若手、中堅職員の方々の昇任意欲というか、キャリア形成に大変重要な、そういった部分で関わっていただける取組だと思いますので、私としては非常によろしいのではないかなというふうに捉えております。

○森田委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで一定程度たちましたので、10分程度休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時01分再開

○森田委員長 それでは、委員会を再開いたします。よろしくをお願いいたします。



○森田委員長 それでは、議案第81号 **国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び国分寺市消防団条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○柳川防災安全課長 それでは、議案第81号、国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び国分寺市消防団条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料を御用意しておりますので、そちらを御覧ください。

初めに、改正の概要になります。

令和3年4月13日付で消防団員の報酬等の基準の策定等についてという消防庁長官の通達が示されました。そこで、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえて、消防団員の確保を目的とした処遇の改善に向けた具体的な取組を行うよう内容が示されました。このことから、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、出動報酬の規定を整備するほか、月額報酬及び出動報酬の額を見直す措置を講ずるものであります。

具体的な改正内容ですが、大きくは2点ございます。

国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうになりますが、1つ目は、現在の出動手当である旅費から、出動報酬への規定の移行及び報酬額の引上げになります。2つ目は、月額報酬額の引上げになります。

改正内容の説明になります。資料と新旧対照表を併せて御覧ください。

1つ目の、旅費から出動報酬への規定の移行及び報酬額の引上げですが、新旧対照表では第2条第1項で「別表に定める報酬」となっていたところを、「月額報酬」及び「出動報酬」の2つに分類し、別表第1に月額報酬、別表第2に出動報酬として、表を分けて、報酬額を示しております。

次に、同条第2項及び第3項の「報酬」を、「月額報酬」に改めております。

また、改正後（案）の第2条第5項に出動報酬の区分を、第6項に支給日に関する記述を追加しております。

第3条において、現在、全て3,800円の支給になっているところを、国の通達に基づき、別表第2で3つの種目に分けて設定いたします。資料の下段の表を御覧ください。

①大規模災害、1回当たり8,000円。②災害、1回当たり4時間未満は4,000円、4時間以上8,000円。

①と②、どちらも8時間を超えた場合につきましては、1時間ごとに1,000円を加算することとしております。③は、警戒、訓練、整備点検その他の職務、1回当たり4,000円と設定しております。

なお、金額の設定に関しましては、国の基準及び東京都北多摩地区消防連絡協議会の17市の設定金額を参考に、当市のほうは設定しております。

また、多摩26市の消防団の報酬制への移行の状況ですけれども、令和7年4月現在、23市が移行済みとなっております。当市を含めて3市が、まだ移行していない状態となっております。

2つ目の月額報酬の引上げになります。資料は2ページをお願いいたします。

こちらは消防の相互応援協定を締結している近隣5市、小平市、立川市、小金井市、国立市、府中市の報酬額を基準として平均年額を算出し、報酬月額として設定しており、全ての階級で引上げを行うこととなります。金額についてですけれども、月額1,000円から最大4,700円の増となっております。

次に、国分寺市消防団条例の第11条になります。こちらは通知に合わせ、「水火災その他の災害」の文言を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。）」に改正するものとなります。

最後、附則になりますが、両条例ともに、第1項として、新たな制度は令和8年4月1日から施行を予定しております。

国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、第2項として、施行日をまたぐ出動があり得るため、施行日前の出動については、改正前の規定により費用弁償として旅費を支給し、施行日以後の出動については、改正後の規定により出動報酬を支給することを想定しております。

最後に、資料の3ページに参考資料としてお示しをしておりますが、出動報酬に関しては、昭和55年度に3,800円に改定してから45年間、月額報酬に関しましては、平成6年に改定してから31年間改定しておらず、現在に至っている状況であります。

また、この改正に係る予算については、来年度当初予算に必要な経費を計上予定であり、出動報酬に関しては、1人当たり年額約1万5,000円増、総額で120万円の増額、月額報酬に関しては、階級により1人当たり年額1万円から5万円増で、総額で130万円の増額を見込んでおり、今年度中の支出は必要なものはございません。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○新海委員 説明ありがとうございました。

やっとならしてあげてもらったという感じなんですね。大分前も何回か言いましたけども、なかなかこれが実現

ます。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第82号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○澤田課税課長 それでは、議案第82号、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料を御用意しておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があることから、条例の改正を行いたいというものでございます。

改正の内容につきましては、地方税法の規定による公示送達のデジタル化への対応となります。

公示送達につきましては、市税の賦課徴収に係る納税通知書等について、郵送により送達を試みたものの、返戻により送達できず、戸籍調査等の手段を尽くしても送達先が把握できなかった場合に、公示することにより、当該通知書等が送達されたものとみなす措置となります。

従来は庁内の掲示場に書面を貼り出す形で公示送達を行っておりましたが、今回の改正により方式を改め、市のホームページ等に公示事項を表示する措置を原則とするとともに、市役所の掲示場での書面による掲示は継続いたしまして、また、庁内に設置したパソコン等の画面での表示により公示送達を行うことも可能とする改正となります。

公示事項につきましては、資料の中ほどに記載しておりますとおり、地方税法第20条の2第2項に規定されている3点となります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それでは、質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第96号 工事請負契約**についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○佐藤契約管財課長 議案第96号、工事請負契約について、御説明いたします。

市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事につきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、

御審査をお願いするものでございます。

資料といたしましては、工事請負仮契約書と競争入札結果を提出させていただきました。両方併せて御覧いただきたいと思っております。

本件は制限付一般競争入札によって業者選定を行っております。令和7年9月22日から10月8日まで入札参加申請を受け付けました。2者の申請をいただきまして、11月7日に入札を行った結果、森永建設株式会社が落札し、同日、仮契約を締結しております。

落札金額につきましては、消費税を含めまして、4億8,840万円となりました。競争入札結果の額については、全て消費税込みの額にて統一してございます。

私からの説明は以上です。

○岡田スポーツ振興課長 議案第96号について、スポーツ振興課からも資料を提出していますので、簡単に御説明申し上げます。

市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事についてということで、工事の概要、工事の名称、敷地地番、こちらについては記載のとおりですので、お読み取りください。

敷地面積につきましては4,489.46平方メートルになります。

整備の内容につきましては、旧市民戸倉野球場用地返還に伴う原状復旧、テニスコートを2面から4面へ拡充整備するという、それとあと管理棟の新設ということになります。

今後のスケジュールになりますけれども、お認めいただきましたら本契約となりまして、令和8年12月11日になりますが、公示を行うということになります。

次のページにつきましては、簡単ですけれども、平面図をつけてございます。

また、その次のページについては、管理棟の平面図も、併せて御確認いただきたいと存じます。

簡単ですが、説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○森田委員長 御説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。今回、戸倉第一テニスコートの拡充整備ということで、テニスコートも2面から4面の整備でありますし、管理棟も新設していただけるということで、大変楽しみしている方が多くいらっしゃいます。私のほうにも、そういったお声が届いているところでありますけれども、平面図のところでは私がちょっと読み取れなかったのが確認なんです、資料の2ページのこの平面図を見ますと、駐輪場はどの辺になっていて、何台ぐらい止められるようになっておりますでしょうか。確認をさせてください。

○岡田スポーツ振興課長 こちらの平面図を見ていただきますと、右側に駐車場がございます。こちらから出入りしていただくということになりまして、こちらの門扉、ちょっと分かりづらいですけれども、くぐっていただいた所のほうに、駐輪場は設けています。

その合計の台数については38台、この図面でいいますと、緑の部分がありますけれども、その内側のところに縦に自転車を並べていただくというようなスペースを確保しています。

○はぎの委員 分かりやすい御説明をありがとうございます。承知いたしました。

そうしますと、この下というか、北側といいますか、駐車場と書いてあるところから、平面図でいくと右側を回り込んで、そこから進入していくことも可能なんですか。それとも、基本的には、今、御説明のあった門扉のところのみというような、そういう考え方になるのでしょうか。確認させてください。

○岡田スポーツ振興課長 こちらは今、おっしゃっていただいたように、駐車場のところ、こちらが南側

になるわけですが、こちらのほうから基本的には出入りしていただくということになります。

上側、東側になりますが、幼稚園の側になりますけれども、二方向避難の観点などから、こちらからも出入りはできますけれども、基本的には駐車場側のほうから出入りをすることになります。

○はぎの委員 分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかに質疑のある方は。

○だて委員 まず契約の関係で、金額が約4億8,800万円ということで出ているんですけれども、これは旧市民戸倉野球場の原状復帰工事と市民戸倉第一テニスコートの工事と、2つ工事があるかと思うんですが、何か内訳的なものはありますでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長 申し訳ありません。少しお時間いただいて、正確な答弁をしたいと思います。

○だて委員 分かりました。大きな金額で、要はテニスコートの設置にどれくらいの金額がかかっているのかなというのが知りたいということですので、御確認をお願いできればと思います。

テニスコートに関してでありますけれども、管理棟の図面も含めて出していただいて、こういう形になるんだというのがよく理解できました。非常に使い勝手のよさそうな、いい感じと言ってはあれですけど、本当によさそうな建物とテニスコートができるなというように思っています。

これ、設備とか備品の関係というのは、まだこれから考えていくということなんでしょうか。細かい部分についてです。

○岡田スポーツ振興課長 備品などについては当初予算のほうで計上を予定しています。

○だて委員 当初予算ということで、これからまだ検討が可能かなというところで、ちょっと気になったところだけ今の場で申し伝えさせていただきたいのが、可動式シェルターが4基、4面、各面にあります。これは恐らく、上の屋根も含めた形のものかなというように思っています、そういう屋根の部分なんですけど、けやきグラウンドもそうなんですけども、上が半透明の屋根になっていまして、私もそこで野球をやったりするんですが、透明なので、夏場も本当にすごく暑いですよね。グラウンドでプレーしていて、休もうかと思ってベンチに戻っても、日が差してきて暑くて、ちょっとこの酷暑の状況の中では大変で休めないというようなしんどさがあったものですから、そこら辺が、もし、同じような半透明とか、そういった形のシェルターを想定されているのであれば、可能であれば透明じゃなくて、ちゃんと日を防いでくれるような、そういったものにならないかなというように思うんですが、今、現状としては何か検討はありますでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長 今、可動式のベンチの屋根の部分が透明かどうかというところなんですけども、そこまではまだ決まっていないですから、今、お話しいただいたところは配慮していきたいと思っています。

また、図面の真ん中のところですが、こちらのほうにもテント型のシェルターというか、そういうものを置いて、大会などで、こちらのほうも御利用いただけるというスペースを考えていますけれども、そこらは一定日陰になるようなことを想定しています。

○だて委員 テニスなので、ベンチで休んでいる時間が、野球とかそういうスポーツみたいに長いわけじゃないと思うんですよ。割とコートに出ている時間が長いと思うので、そんなに多くの方が、そのベンチでずっと座っているということではないとは思いますが、やはり一定程度、そこら辺は、ぜひ御配慮いただきたいなというように思っております。

あと管理事務所の関係なんですけど、シャワーなんかもついていて、しっかり設備されていると思うん

ですが、管理事務所に関しては、継続的に人を配置していく予定になるのでしょうか。こういった形でやっていくのか、そこはいかがですか。

○岡田スポーツ振興課長　こちらの管理事務所については、常駐という形になります。

○だて委員　分かりました。こういった方に入っていただくか、戸倉第二テニスコートのほうも、大体いつも人がおられたかなというように思っておりますけれども、そこは適切に御対応いただきたいと思いません。

細かいところは、またいろいろあるんですけど、言っても切りがないので、取りあえず、今日のところはこれぐらいにさせていただいて、よりよい形で適切に進行していただくことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

○小坂副委員長　森田委員。

○森田委員　御説明ありがとうございます。まず、工事に関してなんですけれども、結構長い期間になりますので、スケジューリングとか、あと、こういったものになるのか等、近隣の方への周知はどのようなスケジュールで行っていくんでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長　今後、本契約になった際には、事業者と詳細に打合せをしていくということになります。

スケジュールについては、幼稚園が隣にあること、あと西側には畑がありますから、幼稚園、畑の方の迷惑にならないように工程を組んでいって、特に幼稚園の園児の送り迎えのときに、その安全の確保など、必要に応じて、東側の幼稚園サイドのところを工事する際には、幼稚園が長期休業中の場合にやっただくというような一定の配慮も考えていまして、その部分について、近隣の方にも御説明しながら丁寧に進めていきたいと、このように考えてございます。

○森田委員　次に質疑しようかなといったところを全部答えていただきまして、ありがとうございます。

畑もありますし、幼稚園もあるということで、防じん、防音、そして何よりも安全というところで、本当、園児の送り迎えの方も多いので、そこら辺は幼稚園の方と、また通学路にもなっていると思いますので、ぜひ、安全対策をしっかり行ってください。

防球ネットは、現在のものを撤去されると思うんですけど、実はちょっと古いネットというのも結構人気がありまして、張り替えた際に、ネットを欲しが方もいらっしゃると思いますので、少し御考慮いただければと思います。大きいものなんですけど、実は結構人気があるものだと思いますので、一言お願いいたします。

○岡田スポーツ振興課長　古いネットの活用について、全く考えていませんでしたので、少し研究してみたいと思います。

○森田委員　ありがとうございます。メルカリにしたら大き過ぎるんですけど、そういったニーズもあると思いますので、よろしく願いいたします。

あと、最後に意見にとどめさせていただきますが、駐輪場の件が先ほど出ましたが、ラケットを持って、シェアサイクルで来られる方も多いと思いますので、いろいろな場面で、私はちょっと伝えさせてもらっているんですけども、ぜひ、シェアサイクルのステーションの設置のほうも、検討いただければと思います。答弁は求めません。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　それでは、保留がございましたね。答弁をお願いします。

○岡田スポーツ振興課長　お時間を頂戴して申し訳ありませんでした。

先ほど土木の工事、それとあと解体の部分の工事、こちらの割合がどういう形なのかというような御質疑だと理解しました。

設計の段階での時点で恐縮なんですけれども、設計で見込んでいた工事の金額、ざっくり言うと4億9,000万円のうち、解体の工事については1,100万円と見込んでおります。

簡単ですが、以上になります。

○だて委員　調べていただきまして、ありがとうございます。

解体の工事というのは、現状の旧市民戸倉野球場のいろんな設備とか、そういうものを解体する工事ということかなと思うんです。私が聞いたのはテニスコートの工事です。要はテニスコートを造る、管理棟も含めて造るのにかかるお金が幾らなのかといったところが知りたいなと思ったんですけど、そこら辺が、もし分かればということなんですけど、いかがでしょうか。約4億9,000万円のうち、テニスコートに幾らかかっているのかということです。

○岡田スポーツ振興課長　先ほど申し上げましたとおり、全体の中から、解体工事が大体1,100万円ぐらいを見込んでいましたけれども、こちら、現在の管理棟は戸倉通りのほうにありますけれども、そういうものと、あとはネットとかフェンスとかを解体するということを見込んでいまして、それが今言った1,100万円ほどですから、そのほかの差し引いた残りについては、ほぼテニスコートの拡充整備に当たるものと、このような理解でお願いしたいと思います。

○だて委員　分かりました。じゃあ、約4億9,000万円の契約金額のうち4億7,000万円とか、おおよそそれぐらいの金額がテニスコート設置に関するお金ということで承知をいたしました。

やはり大きな金額がかかっているということが分かりましたので、多くの方に使ってもらえるように、そこは今後またしっかりと進めてもらいたいと思います。

○森田委員長　ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○森田委員長　続きまして、議案第102号 東京都四市競艇事業組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○松下財政課長　それでは、議案第102号、東京都四市競艇事業組合規約の一部を改正する規約について、

説明いたします。

本案は、令和8年4月1日から、東京都四市競艇事業組合の名称等を改めるため、規約の一部を改正いたしたく、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものでございます。

議案に添付の新旧対照表をお願いいたします。

主な改正点は2点でございます。

1点目が、第1条の名称について、国際社会でも通用する名称や業界のイメージアップを図るため、「競艇」から「ボートレース」へ改めるというものでございます。

もう一点が、第4条について、四市競艇事業組合の事務所は、設立当初から十一市競輪事業組合と同じくしており、調布市多摩川4丁目31番地1となっておりますが、事務所移転後も同一となっております。今回の名称変更を機に、現所在地である府中市是政4丁目11番地へ改めるものでございます。

このほか、適宜文言調整を行っております。

今後でございますが、本市を含む各構成市の議会で規約改定をお認めいただけましたら、来年1月に都に届出を行い、4月1日より施行する予定となっております。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第103号 動産の買入れについて**を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○佐藤契約管財課長 議案第103号、動産の買入れについて、御説明いたします。

本件は、国分寺市消防団第三分団ポンプ車の購入につきまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れ契約であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御審査をお願いするものでございます。

資料は、物品買入仮契約書と競争入札結果を提出させていただきました。

まず、資料の仮契約書をお願いいたします。

本件の契約につきましては、令和7年10月28日に入札を行った結果、有限会社村野自動車整備工場が落札し、同日に仮契約書を締結させていただいています。落札金額につきましては、消費税を含めまして3,674万円となりました。

続きまして、競争入札結果をお願いいたします。

9者指名し入札を行いましたところ、一番低価格で入札された有限会社村野自動車整備工場を落札者と

して決定いたしました。

私からの説明は以上でございます。

○柳川防災安全課長　こちらからも説明させていただきます。

件名のとおり、第三分団のポンプ車を購入するものになります。第三分団のポンプ車ですけれども、平成21年度に購入し、購入から15年が経過していることから、更新し、消防力の強化を図りたいというものになります。

なお、消防団のポンプ車につきましては、買換えの基準年数をおよそ15年として運用しているところになります。

説明は以上です。御審査のほど、お願いいたします。

○森田委員長　御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員　ポンプ車を買うことについては、何ら異議はないんですけれども、ちょっと伺いたかったのが、ちょうど小平市の消防団のポンプ車が、国から無償で、新しいものが、ついこの11月末に貸与されたということ、小平市の関係者の方が発信されているんですけど、それはどういう仕組みなんでしょうか。

○柳川防災安全課長　こちらは令和5年度に、消防庁のほうから、消防車両の消防団に対する無償貸付という事業が始まって、そこで要望をした市区町村に1台を貸与するというものになっております。

この条件がいろいろありまして、5つぐらいあるんですけど、今回提案させていただいた消防団の報酬、これを報酬制に移行している団体というのが条件の一つにはなっています。あと、ほかにも細かい条件がありまして、令和5年のときには、私どものほうは申し込まなかったということになります。

また、これが小型のポンプ車になりますので、今、私どもが買おうとしているものだと、ちょっとこれに当てはまらないということになります。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

○小坂委員　以前の議事録を確認しましたところ、運転手不足の課題があるというようなことが見受けられたんですけども、その後の対応や現状について把握しているところがあれば、お示しいただけますでしょうか。

○柳川防災安全課長　こちらは免許の区分が改定されたことによって、今のポンプ車が準中型という免許区分でないと運転ができないということになっております。今現在もまだ行っておりますが、準中型の免許取得の補助というのを引き続き行っているところになります。

○小坂委員　ありがとうございました。こちら引き続きよろしくをお願いいたします。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

○はぎの委員　今使っているポンプ車の売払いについてなんですけれども、以前は一般競争入札で売却のほうを進められたというのがあったと思うんですけど、今回はどういう形で進められるのか、その点、確認をさせてください。

○柳川防災安全課長　今回も、前回と同様、一般競争入札で売払いを行いたいと思っております。

○はぎの委員　分かりました。確認させていただきました。

○森田委員長　ほかに質疑のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手にてお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○森田委員長 それでは、続きまして、議案第104号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○増田職員課長 それでは、議案第104号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、東京都に準じた給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正いたしましたというものでございます。

こちら、資料を御用意してございます。資料を基に説明させていただきます。

まず、1の改正概要でございまして。

今回の改正は、令和7年の東京都人事委員会勧告に基づく東京都の給料表に準じて、給料表及び期末・勤勉手当の引上げを行うものでございます。また、それと同時に、再任用職員の期末・勤勉手当を常勤職員と同様に改定をいたします。

2、職員の給料表の改定です。

今回は再任用職員を含む全級、全号給にて改定を行います。内容につきましては、資料にございまして、お知り、人材確保の観点から、初任給の大幅引上げ等、若年層に重点を置くとともに、管理職について、全体の平均改定率を上回る引上げ、監督職も職責に応じた処遇の強化による引上げ改定を行うものとなっております。

1ページ下側にモデルケースをお示ししております。それぞれ1級から5級までということで、一般職から部長職までのモデルケースをお示ししてございますので、御確認いただければと思います。

また、併せて、東京都の業務職給料表の改定に準じて、技能労務職の行政職給料表(2)の引上げ改定も行います。

続いて、2ページをお願いいたします。3、職員の期末・勤勉手当の改定です。

こちらは期末手当、勤勉手当の支給月数のそれぞれを年間0.025月ずつ引上げを行うというもので、これにより年間支給月数が4.85月から4.90月、年間合計0.05月の引上げを行うというものでございます。

ページ下段にありますとおり、経過措置といたしまして、令和7年12月1日基準日に限り、12月期の支給率の引上げを経過措置の内容といたしたいというものでございます。

それから、次に3ページの再任用職員の期末・勤勉手当の改正です。こちらは昨年度12月期から再任用職員も常勤職員と同様の支給月数とする改正を行ったことから、同様の改正、年間0.05月の引上げを行うというものです。こちら経過措置については同様となります。

最後に実施時期です。給料表の改定は令和7年4月1日に遡及して実施をいたします。期末・勤勉手当の引上げは令和7年12月1日基準日の期末・勤勉手当から実施をいたします。

それから、資料の4ページから9ページに、今回の令和7年人事委員会勧告等の概要ということで、資料としておつけしてございます。こちら東京都が公表した資料となりますので、併せて御参照いただきたく、お願いいたします。

なお、資料の6ページにもありますとおり、今回の東京都人事委員会勧告では、住居手当の見直し等についても勧告がなされております。こちらの手当も含め、人事委員会勧告にある各種手当の見直しにつきましては、現在、他市動向も踏まえまして検討中でございます。令和8年第1回定例会におきまして、職員の給与に関する条例の改正に関する議案を提案させていただく予定となっておりますので、あらかじめ御承知おきいただければと存じます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第105号 国分寺市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○増田職員課長 それでは、議案第105号、国分寺市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、常勤職員に準じた期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正したいというものでございます。

こちらを資料を御用意してございます。資料を基に説明させていただきます。

まず、1の改正概要です。

先ほど御審査いただきました常勤職員の令和7年の東京都人事委員会勧告に基づく給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の改定を行うものとなっております。

2の会計年度任用職員の期末・勤勉手当の改定です。

こちらにつきましては、常勤職員と同様に、期末・勤勉手当をそれぞれ年間0.025月ずつ引き上げ、期末・勤勉手当の支給月数を年間合計4.85月から4.90月に改定するものでございます。経過措置といたしまして、令和7年12月1日基準日に限り、12月期の支給割合の引き上げを行います。

最後に実施時期でございますが、令和7年12月1日基準日の期末・勤勉手当から実施をいたします。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　なしということで、以上で質疑を終了いたします。
討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手にてお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○森田委員長　それでは、ここで、陳情第7-4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情を議題といたします。

本件については、審査に当たり必要があることから、陳情提出者補足説明会を開催いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森田委員長　御異議なしと認め、陳情提出者補足説明会を開催することに決しました。

午後1時より陳情提出者補足説明会を開催いたします。

それでは、委員会を午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時30分再開

○森田委員長　それでは、委員会を再開いたします。午後もよろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております陳情第7-4号については、ここで一旦保留とし、後ほど改めて審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森田委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

◇

○森田委員長　それでは、続きまして、議案第107号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第108号 市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを、審査の都合上、一括議題といたします。なお、説明及び質疑は一括にて行い、討論及び採決は個別に行うこととしたいと思います。

それでは、担当より説明を求めます。

○増田職員課長　それでは、議案第107号及び議案第108号について、一括して御説明させていただきます。

まず、議案第107号、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

こちらは資料を御用意してございます。資料を基に説明させていただきます。

まず、1の改正概要でございます。こちらは市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数の引上げ、また市長、副市長及び教育長の給料月額の変定について、国分寺市特別職報酬等審議会に諮問し、諮問内容としてそれぞれ給料額の変定及び期末手当の支給月数の引上げに関して差し支えないという答申がなされたことから、今回、条例改正を行いたいというものでございます。

2の特別職の給料額の変定についてでございます。教育長の給料月額については、昨年度に改正の議決をいただきまして、令和7年4月から変定いたしました。市長、副市長、教育長の三役の同時の給料月額の変定については平成5年4月以来で、来年、令和8年4月に変定になりますと33年ぶりの変定となります。こちらの表にありますとおり、市長については90万円を100万円に、副市長については77万円を86万円に、教育長については75万円を79万円に変定するものでございます。なお、教育長については、米印にありますとおり令和7年4月より現行の75万円に変定いたしました。令和6年度から比較しますと71万円から79万円となり、令和6年度からの比較で申し上げますと変定額は8万円ということになります。

続いて、2ページをお願いいたします。特別職の期末手当の変定です。こちらは期末手当の支給月数を年間4.85月から0.05月引き上げ、年間4.90月に変定するものとなります。経過措置といたしまして、令和7年12月1日基準日に限り、12月期の支給月数を2.475月とし、年間期末手当支給月数を4.90月にするというものでございます。

4、実施時期についてでございますが、期末手当の変定については令和7年12月1日基準日から実施、給料月額の変定については、先ほど申し上げましたが令和8年4月1日から実施いたしたいという内容でございます。

続いて、議案第108号の説明をさせていただきます。

本案は、市長に令和8年4月1日から令和11年7月12日まで支給される給料を減額するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

こちらについては、資料はございません。議案に附属の市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についての新旧対照表をお手元をお願いいたします。

先ほど御説明いたしました議案第107号、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例において、令和8年4月1日より市長の給料月額が90万円から100万円に改正されることに伴い、市長が月額給料の5%の減額を表明された時点における減額後の額85万5,000円を維持するために、今回の一部改正条例において、その減ずる額である4万5,000円を14万5,000円に改めるものとなります。

なお、市長の給料月額を規定する本体の国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の施行日が令和8年4月1日となることから、こちらの第1条の冒頭部分の「令和7年10月1日」を、今回の議案第107号の施行日である「令和8年4月1日」に改正いたしたいというものでございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。今回もし変定されれば33年ぶりになるということを確認いたしました。改めてになりますが、今回このタイミングで引上げをしたい理由に関してお伺いしたいと思います。

○増田職員課長 昨年度、教育長の給料月額の改正を行ったところであります。その中で、特別職報酬等審議会のほうに諮問させていただいて答申をいただいたという状況でございますが、その委員の方からの御意見でも、なぜ教育長だけ上げを行うのかというような御意見も頂戴していたところではございました。昨年度の改正については、当時の市長の御判断で市長、副市長についてはそのまま据置きというような状況でございましたが、特別職報酬等審議会の意見の中でも、教育長だけではなく特別職全体の見直しをすべきではないかというような御意見も頂戴していたところがございますので、今回の改正となりました。それから、また、先ほど御審査いただきました職員の給与条例についても、部長職の給料もここで改定で上がりますので、そういったところを含めて今回、トータル的な三役の月額給料の見直しということで特別職報酬等審議会に諮問させていただき、差し支えないという答申をいただいたということで、今回の条例提案に至ったというところでございます。

○鈴木委員 分かりました。教育長の給料月額をアップしたそのタイミングで、特別職報酬等審議会の方から「どうして教育長だけなんだ」というような御意見があったということです。私としても去年、教育長の給料月額アップに関しては、ぜひやっていただきたいという気持ちではありました。ただ、今回、33年ぶりの改定ということですが、これまでの33年間に上がるとか下がるとか、そういった議論があったのかどうか、今後の報酬に関する方針といたしますか、考え方がありましたら教えてください。

○増田職員課長 この間、平成5年から給料月額のトータル三役での改定の議論があったかということ、なかなかそういう基準があったわけでもなく、議論は明確にはされてこなかったという状況でございます。

それから、今後の改定の考え方というところでございますが、こちらについては特別職報酬等審議会においても、昨年の教育長の改定の際に何かしらの改定のルールについて、定期的に特別職の報酬の在り方を検討し、議論していく必要があるということで、特別職報酬等審議会においても改定する運用ルールというか、タイミングといたしますか、そういったところは引き続き検討する必要があるというところがございますので、こちらについては特別職報酬等審議会でも一定御意見があれば、それを伺った上で対応について考えてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員 分かりました。単に33年ぶりの改定というだけで引き上げるというような理由ではないということは確認させていただいたところなので、ある程度納得というか理解するところではあります。

それで、今回、特別職報酬等審議会でも改めて三役の給与について諮ったということなんですけれども、今、御説明いただいた以外でどんな議論があったのか、もしかしたら含まれているかもしれませんが、改めてそこについて教えてください。

○増田職員課長 今回の給料月額の改定に関しまして、特別職報酬等審議会の委員の皆様からは全員賛成の御意見の表明がございました。その中で御意見としてあったのは、昨今の物価高という社会経済情勢、それから賃上げの情勢というところもありますので、そういったところに鑑みると今回の引上げについては妥当であると。それから、それに加えて、特別職の市長、副市長、教育長の市政における重責を勘案すると賛成であるというような御意見は頂戴しているところでございます。

○鈴木委員 分かりました。特別職におかれましては、職責の重さというのは私も非常に納得するところだと思います。物価高や賃上げの状況を見ても報酬アップが妥当ではないかという特別職報酬等審議会の御意見ですけれども、私が考えている最も弱い立場の方、市民の方のことを考えると、物価高の状況に鑑みると本当に難しい決断だと思っております。取りあえず私からの質疑は以上になりますが、本当に悩ましい改定だと思えました。

○森田委員長　ほかにございますか。

○だて委員　まず伺いたいのが月額の改定金額なんですけど、教育長は前回も含めると8万円という形になっていますけども、この上げ幅の部分についての金額の根拠と伺いますか、どういう理由でこの金額になっているのか教えてください。

○増田職員課長　三役それぞれの上げ幅でございますが、改定額に対する改定率については、教育長については令和6年度からの比較でございますが、市長は10万円、副市長は9万円、教育長は8万円となっております。大体11%の改定率となっております。

それから、額については、多摩26市の状況というところも特別職報酬等審議会においては判断材料の一つになってございます。そういったところも含めて26市で大体中位になる程度の金額ということで、今回、この額で諮問させていただき、その金額については差し支えない、妥当であるというような特別職報酬等審議会からの答申をいただいたという状況でございます。

○だて委員　ありがとうございます。11%ぐらいということで、かつ26市の状況では真ん中ぐらいに設定するということでもあります。参考までに、26市の中の状況ということで引上げ前後の位置というか、各三役は何位から何位になるのでしょうか。

○増田職員課長　こちらは年間の支給額、期末手当の額も含めた形での比較ということで順位を申し上げさせていただきますと、市長については19位から9位、それから副市長については21位から10位、教育長については、現在4万円の引上げを先行して行っておりますので12位から10位という順位でございます。

○だて委員　分かりました。26市の真ん中ぐらいということをお伺いしたところ。特に教育長については、前回、上げた以前は、本当に26市の中でも下位にいてなかなか厳しい状況があったということで、そのときに12位に上がり、今回はまた真ん中ぐらいになるということでもありますので、それは職責の重さを考えると本当によかったなと思っているところでもあります。

公務員ではないですが、上場企業の社長とかは、大きいところだと本当に億単位でお金をもらっているようなトップの方もおられるということも考えて、もちろん小さい中小企業のほうも当然考えなきゃいけないんですけど、さっきあったような職責の重さというところを考えると、これはもらうものはしっかりもらっていただいて、その分しっかり仕事をしていただきたいという思いは市民にも同じくあると思いますので、33年ぶりの引上げということで、逆にこの間はそんなに引き上がっていなかったんだというところは、私も改めて驚いたところではあるんですけども、特別職報酬等審議会のほうでもしっかり審議をしていただいた上でこういった答申が出ているということでの今回の議案ということでもありますので、私としては了としたいというようには思っているところでございます。

議案第108号の市長の給料の削減については、私も以前から申し上げているように、御本人の思いというところは尊重しなきゃいけないところではあるんですけども、先ほど言ったとおり、しっかりもらうものはもらっていただいて、それ以上に働いていただきたいという思いはある中で、今回、14万5,000円を月額で差し引かれるというような議案になっています。市長は、例の訴訟に対するリスクの保険だとか、そういったものも含めて、本当に我々が知らないような出費というものもあるというような話も伺っているところでありまして、額面どおりそのままそっくりもらえるのかということ、そうでもないという性質の職責でもありますし、選挙も当然あるというところも考えていくと、個人的には、今回、14万5,000円下げることではあるんですけど、それが必要なのかなというような思いは感じているところであります。当初の85万5,000円に合わせるということは先ほど御説明があったんですけど、それ以上にその部分につ

いて何かあれば、御本人の給料の問題なので御本人から伺いたいと思います。

○丸山市長 いろいろと御配慮もいただきながらの御質疑かなということで、ありがたく思います。

私がこの6月に市長選挙にチャレンジしたタイミングで、市民の方にお約束させていただいたことというものは、私自身は非常に大きな重たいものだという認識を持っていまして、その時点では現行の90万円という給与から月額給与で5%削減するということを表明させていただき、そして当選し、今に至っているということであります。何名の方がという把握はできませんが、そういった点も御評価いただいて市長としてお選びいただいた方もいらっしゃるということは、私は強く認識しているところですので、今回の改定を行った後も、その部分の約束というものは、この任期においてはしっかりと貫くべきだろうという判断で減額の提案も同時にさせていただいています。

一方で、今、私も就任して5か月弱仕事をしながら、私を支えてくれている、全職員がそうなんです、特にその中でも中心となって支えてくれている副市長、また共に仕事をしてくださっている教育長の職責というものを見たときに、本当に重たい仕事、重大な責任もしょいながら多忙な仕事を共に進めてくださっているという状況を見たときに、今、一般職員の給与が年度改定で少しずつ上がっている中で、その職責に見合った給与水準は、これは一方でしっかりと進めていかなければいけないということで、今回、答申として進めて問題なしというお答えをいただきましたので、それに基づいて進めてきたということであります。当然に私としては、この減額を次にこれと併せてお認めいただけるかというところがあるの上ですが、お認めいただいた場合においても、あくまで設定としては月額100万円を頂くその責任というものをしっかりと重々と感じながら仕事をするのは当然でありますし、以前の減額するときにもお話をいたしました、私の思いとしては日々精いっぱい、たまに空回りしていることもあるかもしれませんが、着任以来、頂いた金額以上にその職責というものを全うしていく、今後ともそれは貫いていくという覚悟とございますか、考えに基づいておりますので、ぜひとも御理解を賜ればと、このように思っています。

○だて委員 市長からの御表明はよく理解しました。公約で5%というところがあるのであれば、今回も100万円からの5%でもいいんじゃないかというような感じもするんですが、そこは御本人の御意向というのは尊重しなきゃいけない部分かなというように思っておりますので、そこは了解させていただきたいと思います。今まさにおっしゃったように金額以上にやっていたらと思っておりますし、これからはどんどん前へ進めていただきたい部分も多くございますので、今回の案については了としたいというように思っております。終わります。

○森田委員長 ほかに質疑はありますか。

○鈴木委員 先ほどの御説明で、多摩26市では中間、中位を目指したというところがありまして、その理由です。多摩26市で中間というと13位ぐらいだと思っているんですけど、今回は市長が9位、副市長が10位、教育長が10位になるという提案内容ですが、中位を目指した理由、多分、財政規模の順位との比較なのではないかとも思うんですけども、改めて理由の御説明をお願いします。

○増田職員課長 委員がおっしゃるとおり、財政規模というところも加味してございます。それから、昨年提案させていただいたときに、部長職との給料の差というところも考えの一つではございます。そういったところも踏まえて、今回の給料改定で2万円ほど部長職でも上がるというところではございます。そういったところでも教育長との差も詰まるというところもございまして、中位と申し上げましたけれども、財政規模、それから部長職との給料の差、そういったところを総合的に勘案いたしまして、この10万円、9万円、8万円というような形になるように設定させていただいたと。その結果、順位については中位よ

りも若干上位かもしれませんが、順位については大体10位ぐらいの位置についたという結果でございます。

○鈴木委員 分かりました。26市の財政規模の比較というところなんですけれども、今、国分寺市は26市で何位ぐらいなのかというのは分かりますでしょうか。もし、お分かりになるんだったら教えていただきたいなと思ったんですが、私の記憶だと13位ぐらいかなと思っているのですが。

○増田職員課長 財政規模に関係する指数等々は様々ございますが、その様々な要素を踏まえて大体中位の規模、中位だということで認識してございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○新海委員 なかなか面白い質疑で、職員給与を審議するときに大体多摩26市で中間ぐらい、真ん中ぐらいにしてくれというのをずっと今までもラスパイレスをやるときに言ってきましたので、それに合わせて特別職も、議員もそのぐらいのところがいいのかなと思っております。教育長は大分差があったのでこの間上げましたけど、でも、今回はちょうどいいところで、バランス的にもいいんじゃないかなと思います。

ただ市長が、14万5,000円だと14.5%減ということで、なかなか普通ではない減らし方なので、さっき、だて委員も言われていましたけど、多分頑張るだろうから、その職責に合わせるともうちょっと少ない率で5%でもいいかなという気はするけど、市長の考え方もありますので、それは了といたします。

テレビ局なんかの平均給与は1,600万円ですから、それから見ると、やっぱりまだ市の給与は安いんですよ。ですから、そんな感じでちょうど適正なところへいつているのかなと思いますので、私どもとしては、議員給与と併せて中間ぐらいというところでいいんじゃないかと思えます。

○森田委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

○小坂委員 改めて昨年の議事録を確認させていただいたところ、井澤前市長が、多摩26市の中ではまだまだ低いけれども、職員の方のほうは様々な引上げがある中、市長、副市長は据え置いたというような経緯があったと理解しています。

これまでの議論の中で、特別職報酬等審議会のことですか、様々な質疑を聞かせていただいております。昨今の物価上昇で生活が厳しい市民の方もまだまだいらっしゃることは耳に入ってきますし、長期化している物価上昇の中で、大変厳しい判断になるなという鈴木委員の発言もありましたけれども、私も同じ思いであります。市民の方から理解を得るような姿勢ですとか、また、議案第108号では市長の思いも先ほど聞かせていただきました。今後、生活が厳しい方たちへ、特に生活支援や物価高対策にも力を入れていっていただきたいと思いますが、一言いただけますでしょうか。

○丸山市長 今、小坂委員がおっしゃった、そういった厳しい状況に置かれている市民の方がいらっしゃるという認識は重々承知しているところであります。一方で、今回のこの給与の部分については、しっかりとその職責に応じた特別職の部分で上げさせていただいて、その分しっかり仕事を、私は当然のことながら、副市長、また教育長に対してもしっかり仕事をしてほしいと思っています。それがひいては市政全体において、よりよい仕事につながっていくと思えますし、つなげなければいけないということで、頂く以上の分の仕事で貢献するということは、ほかを代表して私から改めて申し上げたいと思います。また、必要な施策については適宜、これからもそういった意識は大事な視点だと思いますので、そこは忘れずにしっかりと取り組みたいと思っています。

○小坂委員 ありがとうございます。ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、この重責に見合うものであると私も理解しておりますので、どうぞ引き続き、大変重い職責だと思いますがよろしくお

願います。

○森田委員長　ほかに質疑はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより、個別に討論及び採決を行います。

まず、議案第107号について、討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号について、討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　続きますので、調査事項に入りたいと思います。

調査 行政改革についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○山下デジタル行政推進室長　今回の調査事項につきましては、私から I Tスキルマップ作成の取組について、御報告させていただきます。

背景といたしましては、D Xが推進されているところでございますが、職員の能力の底上げといったところにも問題がございまして、過去にも議会のほうから I Tスキルマップ等でそういったところに対策を打ってはどうかといった御提案をいただいたところでございまして、今回、そういったところも踏まえて取組を進めているところでございます。

I Tスキルマップというものをつくるに当たって、どの範囲でつくるかということにつきましては、資料の1 ページ目の真ん中あたりにあります対象の範囲で正規職員と再任用職員、それから月額会計年度任用職員を考えているところでございまして、収集する項目としましては、職員が誰か分かるようにする情報と、それから I Tスキルに関する項目ということになります。ただ、ここで I Tスキルに関する項目について、それをどうするのかというのはなかなか難しいことだというのは皆様もお感じになると思いますが、このたび、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）というところがありまして、これは情報処理技術者試験という、日本で情報処理に関係する資格を扱っているところと言っても過言ではないと思うんですけれども、そちらが出しているデジタルスキル標準（D S S）というものを基準に置いて考えていくという方法を取ることにいたしました。

このDSSというのは、リテラシーに関係するところと、それからスキルに関係するものと2つありまして、そちらを資料の1ページ目の下段から2ページ目の上段に示しているところでございます。ただ、それをそのまま当てはめると非常に分かりにくくなってしまいますので、資料2ページの3番にございますように、本市に合わせて少しテイストを変えて設問をつくることにしました。大体今、こちら辺を大項目と、それから中項目といたしまして、資料の3ページに移らせていただきますが、ITスキルアップというものを調査するための調査票を作成していきたいと考えております。

今回、この私どもに合わせた項目に対してさらに細分化を図りまして、現状は30問ぐらいの設問をつかって、ここには4段階のレベルとして設定して調査をかけたいと考えているんですが、4段階目の高度な専門性・リーダーシップというのはなかなか回答しにくいところもあるかもしれないので、もしかしますと、今後、調査の際にはここは削って3段階でやらせていただく可能性がありますので、御了承いただければと思います。

今後につきましては、このスキルマップを探るための調査票を、まずは庁内で決定していただきまして、それを12月ぐらいから来年1月末ぐらいまでかけて庁内で回答いただきまして、それをまとめたものにつきまして、2月ぐらいに庁内で御報告させていただいた上で、議会にも御報告できたらなと考えているところでございます。

簡単な説明ですが以上です。よろしくお願いたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明、大変にありがとうございます。この職員のレベル把握は、DX推進につなげていくための見える化でありますけれども、大変いい取組だなと感じております。ただいまの御説明では、今後継続的に行っていくというようなお話もありましたけれども、まず、お聞きしたいところといたしましては、今回このITスキルマップを作成していただいて、4段階で、ある程度把握していただいた上で、現状行っているIT研修といったものとの連携というか、調整というのはどのように行っていくのか、その辺も含めて御説明いただきたいと思っております。

○山下デジタル行政推進室長 当然、ここの中で出てきた結果につきましてはしっかりと踏まえた上で、伸ばさなければいけない部分、特に重点的に伸ばさなければいけない部分の研修をしっかりと考えて、手厚くしていきたいと考えているところでございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。確かにこういったものが必要だということで、研修でそこを埋めていく一つの材料にもなりますし、あとは、実際に職員を採用していく上での一つの指標にもなっていくのかなと思っております。

先ほどの御答弁で、4段階目の高度な専門性・リーダーシップというところは、確かに自己申告ではなかなか本当に難しいようなところですが、私が一つ思うのは、3段階に減らすというよりも、4段階を残しておく場合も想定して、例えば、ITスキルを見ることができる個人の資格等がいろいろありますので、ITパスポートを持っている人とか基本情報技術者とか、あとはもしかしたらプロジェクトマネジャーの資格を持っていますとか、いろいろなそういった国家資格を持っている場合もあるので、そういったものも正確に把握していったときに、専門性も把握できるのではないかなというところで、ぜひ、そこも御検討を、今後を見据えて取組をお願いしたいなと思っております。

もう一点なんですけれども、先ほどIPAの情報処理技術者試験等の資格という、そういったお話もありまして、そこにつながるんですけれども、職員のIT能力を底上げしていただく上で、先ほど申し上げ

たいろいろな資格取得の助成も含めて、今後、何か考えていらっしゃる場所があれば、お考えを確認させていただきたいと思ひます。

○山下デジタル行政推進室長 現段階では、今いただいた御意見を参考に積極的に考えていきたいという場所でございます。

○はぎの委員 分かりました。職員の皆様のそういった能力の底上げにおいてのモチベーションにもなると思ひますので、ぜひ、前向きに御検討をお願いしたいと思ひます。

○森田委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということですので、質疑を終了いたします。

それでは、調査、行政改革については引き続き調査することとし、継続としたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森田委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○森田委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思ひます。

報告事項1番 LINEを活用した情報発信等について、報告をお願いいたします。

○木村市政戦略室長 報告事項1番、LINEを活用した情報発信等について、報告いたします。

資料をお手元をお願いいたします。まず、1点目としまして、セグメント配信に係る情報分野の案について報告させていただきます。既にLINEを導入している自治体を参考としながら、情報分野の案を作成いたしました。まず、受信設定カテゴリとしましては、表のとおり防災・防犯から市政情報までの13を設定しました。この中で特に工夫した点としましては、特に多くの情報がある子どもについては妊娠・出産・未就学児、小学生、中学生以上ということで3区分に分けて設定しました。これによりまして、子どもの年齢区分等に応じた情報を受け取ることができる環境を構築してまいりたいと考えております。

次に、表の右側にありますカテゴリに対応する情報(例)を御覧ください。各課はおおむねこの分類に基づいて情報発信等を行うこととなりますけれども、情報発信件数が多過ぎると受け手側は市をブロックしてしまうといったリスクがありますので、1日当たりの発信件数に上限を設けるなどの運用ルールを設定する必要があると考えております。

また、受信設定カテゴリだけではなく、追加情報として、生まれた年、住まい、性別についても登録を呼びかけたいと考えております。この追加の絞り込み要素を活用する事例としましては、例えば、健康診断に関する情報を50歳から55歳の方に絞って提供したいといった場合、受信設定カテゴリの健康・医療(大人)を選択しているだけではなくて、生まれた年で1970年から1975年を選択した方も選ぶようにします。こうすることで、どの受信設定カテゴリを選んでいたとしても、生まれた年を登録していただければ情報提供することができるという形になります。また、地域や性別を限定して連絡したほうがよりよい場合には、お住まいや性別に関する情報から適宜選択して発信したいと考えております。なお、この追加の絞り込み要素につきましては、任意回答として「回答しない」という選択肢を設けることとしたいと考えております。なお、情報分野や追加の絞り込み要素の設定に関わらず、緊急情報や市報については、友だち登録をした方全員に発信することとしたいと考えております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。こちらはリッチメニューの案についての報告となります。

リッチメニューにつきましても、先行自治体の状況を参考として、特に問合せが多い分野とか、いざというときに必要な分野で構成するようにしました。このリッチメニューを入り口として、直接または分岐しながら市のホームページの該当ページにつなげることが中心となりますけれども、市のホームページから自分で情報を探しに行くよりも分かりやすく誘導できるよう、今後つくり込みを進めてまいりたいと考えております。

次に、LINE公式アカウントの運用に伴うセキュリティ対策について、さきの閉会中の総務委員会でも御質問いただきましたが、改めて報告させていただきます。まず、本市は、LINE公式アカウントと連携するシステムとして、株式会社Bot Expressと契約しまして、それによって、この図の中央付近にあるGovTech Expressと呼ばれるシステムを使えるようになりました。このGovTech ExpressはSalesforceと呼ばれるシステムを主たるプラットフォームとしており、このSalesforceにつきましては、日本政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスとなっております。

次に、図の中央から少し左側にあるLINE社サーバーという雲のようなマークに向けて、破線矢印が左上から届いています。こちらには「データは通過するのみ。保存されません」と記載されているとおり、LINEの登録者が入力した情報はLINE社のサーバーを通過し、Salesforceに保管されることとなります。なお、LINE社のサーバーに情報を残さないようにするために、市は、このたびのBot Expressとの契約に合わせまして、LINE社が官公庁や地方自治体向けに定めている追加規約というものにも同意しております。市としましては、以上の情報セキュリティ対策を講じた上でLINE公式アカウントの運用を進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、2月1日の運用開始に向けてさらに庁内調整を進めるとともに、運用ルールについても整理してまいります。

報告は以上となります。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。いよいよ本当に市の公式LINEが活用されるということで、非常に期待しているところです。

一点、これは要望になってしまうんですけども、今回、セグメント配信ということで、情報分野の設定をすることで市民の方に必要な情報が、その方が選択して配信されるというやり方は非常にいいと思っているんですけども、その中で全員に発信する情報に関して、1ページ目の最後に緊急情報と市報発行情報の2つが配信されるということになっております。これは要望なので検討していただければと思うんですが、今は選択制になっている選挙の情報ですが、市政情報の中の上記以外の情報で登録しなければ選挙の情報というのが見られない、配信されないようになるのかと思うんですけども、選挙に関しては市政情報にわざわざ登録しなくても、選挙をやっているというような情報が入るように全員に発信されるべき情報ではないかなと思います。ですので、ぜひ、こちらについては検討いただきたいと思います。一言いただいて終わりたいと思います。

○木村市政戦略室長 先行自治体の状況を見ますと、確かに選挙に関する情報、期日前投票はここでやっていますよとか、投票日はいつですよといった情報を流している市もございますので、そこについては検討させていただきたいと思います。

○だて委員 今、鈴木委員がおっしゃった選挙に関するところは、私も実はそれも一つかなと思っている

ところでございました。なので、ここは今の御答弁にあったように御検討、御研究いただければいいかなと思っています。

それ以外にも、例えば市民全体としてお得な情報、いろいろな助成の情報とか、例えば、今やっている防犯・防災の物品購入費助成とか、ああいうものも結局なかなか利用率が上がってこないというのは、それを御存じない方がどうしても多いということで、なかなか市報とかを御覧にならない世代の方に向けて、今回、まさにLINEでプッシュ型というような形でやっていくということだと思うんです。受信設定カテゴリの中からピンポイントでうまくそこを選んでいけば、その科目の中でお得な情報が流れてきたときに、「ああ、これはいいね」と思うのかもしれないんですけど、そこがうまくフィットしていかないと、せっかくのプッシュ型といっても、御存じないまま、そのまま過ぎていってしまうようなことになるのかなと思っています。なので、その辺がもし可能であれば、何でもかんでも全員に発信しているとあまり意味がなくなってしまうというところはあるんですけど、そういった新しく始まるような助成とか、いわゆる民間でいうところのお得情報といったものについては、送られてきて怒る方というのはあまりいないんじゃないかなと思っていますので、その辺は今後の研究、検討の中で、どの程度の幅を持たせるかはちょっと分かりませんが考えていただきたいなというように思っているのですが、いかがでしょうか。

○木村市政戦略室長　　まず、我々が発信したい情報は非常にたくさんありまして、一方で、受信する側にとってみると、多過ぎるということでブロックされてしまうといったことが先行自治体でも多くあります。ですので、そのあたりの見極めは非常に慎重に行うべきだとは思いますが、今後の運用ルールの中で、今、御提案いただいたような市民全体に関わることで、またそれが市民にとって有益なもの等を整理させていただいて、出せる情報は出すといったところは考えてまいりたいと思います。

○森田委員長　　ほかにございますか。

○はぎの委員　　御説明ありがとうございます。私は前回は触れさせていただいたんですけど、リッチメニューの部分であります。今回もリッチメニュー案ということで、メニューとしては10項目を挙げていただいております。私個人としても様々な公式LINEを登録させていただいているんですけど、10を超えてくると非常に見つらかったりとか、スマートフォンで見ると多いと思いますのでなかなか大変だなという部分はあると思います。ただ、今回挙げていただいているものを見ますと全部大事というか、本当にどれも削れないなというようなものばかりでしたので、案ということですが、これから調整して減らすのか、もしくはもっと追加されることもあるのか、その辺の考え方を確認させてください。

○木村市政戦略室長　　現時点で検討が進んでいるものにつきましては、このリッチメニュー案の中の防災については、防災というところから別のタブに飛ぶようなものを今、イメージしております。ですので、防災の中にも幾つもの、例えばハザードマップとかライフラインの情報とか、そういったものが拾えるようになるんですけど、それはリッチメニューのメインとはもう一つ別につくことを考えております。ですので、こちらに掲げているところが、今のところ最大になりますけれども、今回、実装するものについては、タブでもって次のページ、次のページということで作ることは可能になっておりますので、運用する中で必要に応じて増やすことは検討の余地があると考えております。

○はぎの委員　　分かりました。運用しながら、適宜そういった調整をかけていただけるということで理解いたしました。

それに関連して、今回の公式LINEを行っていただく上で、リッチメニューのアクセス数とかインプレッション数みたいなものは測定できるような形になっているんでしょうか、そこも確認させてください。

- 木村市政戦略室長 申し訳ございませんが、どのリッチメニューが選ばれたのかといったタップ数といったところまでは把握できないかと思えます。
- はぎの委員 分かりました。もし把握できるのであればそれを基に、非常に多く使われているものは残して、アクセスが少なければ一旦減らす等の案を出したいなと思ったのですが、実際それはできないということが確認できましたので、状況を見ながら、運用しながらいろいろ改良していただけるということで、理解いたしました。
- 小坂副委員長 森田委員。
- 森田委員 いよいよ2月1日からということで、非常に進んできているなということを感じます。
- 私からは配信するメッセージの形式なんですけれども、普通ですと文字、絵文字で情報発信するものがあって、もう一つはリッチメッセージというものがあって、それは画像をつかって、そこをクリックするとホームページに飛んだりするようなメッセージが送れるんです。今はちょっと分からないのですが、たしか以前ですと3つのメッセージまで1回で送れるんですけれども、市としてはそういったリッチメッセージを画像付きで、例えばイベント情報のメッセージの中にリンクを張って飛べるようなメッセージを送っていくとか、そういったメッセージの形式については議論されているのでしょうか。
- 木村市政戦略室長 今、委員から御意見いただいた部分ですけども、その部分は考えてございます。先行自治体を見てみますと、本当にふだん我々が個人的にLINEを交換するような形で文字情報だけを送ってくる自治体もあれば、今、委員から御紹介いただいたような、我々はフレックスメッセージと呼んでいますけども、画像がついていたり、非常に見やすい形で情報発信している市もございまして。受け手側としてみると、そこは非常に重要であると考えておりますので、まず、本市としましてはフレックスメッセージという見やすいものを発信していきたいと考えております。また、それを運用していく上では、全庁的にテストを合わせていきたいと考えておりますので、基本的に市政戦略室の広報担当のほうで全庁的な情報を一括して発信するような、そんな段取りを今、考えているところでございます。
- 森田委員 非常に分かりやすいお答えで、ありがとうございます。今はフレックスメッセージというのですね。LINEは、何度も言いますが軟らかくてビジュアルが結構多様に使えるものなので、分かりやすい情報発信、また、はぎの委員からもありましたが、使っていくうちにどんどん更新もできますので、こういったメニュー構成や、あとは頻度といったところもアンケートを取りながら、よりブラッシュアップしていただければと思います。
- 森田委員長 ほかに質問のある方は。
- 小坂委員 簡単に一点だけお伺いしたいと思います。追加の絞り込み要素でお住まいの町名を聞くような選択肢の例が挙がっておりますが、これはエリアごとの情報等も流していくようなイメージでしょうか。
- 木村市政戦略室長 現時点で、何の情報をとった非常に個別的なところはこれからの検討になりますけれども、例えば、地域別にごみの収集を特別にやりますといったようなことがあれば、地域別に流すといったところも重ねてやっていくといったことは考えたいと思います。ごみのことは一例ですけども、そういう地域を限定して何か情報を出したいときには活用していきたいと考えております。
- 小坂委員 ありがとうございます。町名までというような選択肢の案でしたのでお伺いしました。災害の情報などで利用していただけたらと思います。
- 森田委員長 ほかに質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　　ないようですので、報告事項1番を終了いたします。

ここで、一定時間たちましたので10分程度休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時37分再開

○森田委員長　　それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

◇

○森田委員長　　それでは、続きまして、報告事項2番 **恋ヶ窪市民サービスコーナーの状況について**、報告をお願いいたします。

○桑田市民課長　　それでは、報告事項2番、恋ヶ窪市民サービスコーナーの状況について、こちらは開設から6か月が経過しましたので、現状を御報告させていただきます。

資料を御用意しておりますので御覧ください。まず、1の経緯は、新庁舎への移転により旧庁舎の近隣住民に対する市民サービスが低下しないよう、恋ヶ窪市民サービスコーナーを開設いたしました。資料の2は開設日、それから、3は開設時間及び休日、4は取扱業務をお示ししております。

次のページは、5は開設・運営に伴う経費といたしまして令和7年度にかかった経費、そしてこれからの運営に関わる経常経費として合計欄に記載しております。開設に伴う経費としましてはおおよそ2,760万3,000円となっております。この下の参考部分ですが、こちらは見込みではございますが次年度以降にかかる経常経費をお示ししているものでございます。おおよそ2,176万5,000円となっております。

6は利用状況としまして、集計しております6月から10月分をお示ししたものでございます。

以上が、令和7年6月2日から運営を開始しました恋ヶ窪市民サービスコーナーの状況となります。

御報告は以上となります。

○杉本市民生活部長　　今、市民課長が報告いたしましたように、恋ヶ窪市民サービスコーナーにつきましては、令和7年6月から開設してきたわけでございますけれども、この資料にあるとおり、かなり利用者が少ない状況となっております。この間、市報やSNS、ホームページ、周辺自治会への御案内等、広く広報はしてきておりますけれども、こういった状況となっているということでございます。今後も利用者については増加が見込めないというような判断の下、現在、理事者と廃止の方向で協議を行っているところでございますので報告させていただきます。

○森田委員長　　御報告ありがとうございます。それでは、質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○新海委員　　住民の皆さんから要望があつてつくったんですけども、利用状況は悪いと。よくあるんですね、こういうことは。そのときにいつも決断が遅いので損失がひどくなる。今回は早いうちに手を打って、ぶんバスや、この周辺の人は恋ヶ窪駅から電車もあるし、大体車を持っているし、平気だろうと思いますので、あまり大きな損害が出ないうちに閉めたほうがいいんじゃないかと思います。

○森田委員長　　ほかに質問がある方は。

○だて委員　　御説明いただいて、なかなか厳しい利用率ということで、1日平均約3件ということであり、ゼロ件の日もあるということで、立地的なところとか諸条件がいろいろあるんだと思いますけど、使っていただいて何ぼというか、そういう施設の性質を考えていくと、これから先も、今、部長から答弁があつたようになかなか多くの利用が見込めないということであれば、設置したまま毎年2,000万円を、垂れ流しと言っては悪いかもしいないですけど使っていくというのも、税金の無駄遣いと言われてしまい

かねないと思っていますし、その金額があればほかのところに回せるというところもいっぱいあろうかなというように思っています。

それで、令和10年度に複合公共施設が完成した暁には、そちらのほうに市民サービスコーナーができるということでもよろしかったでしょうか、それはまだこれからなのでしょうか、そこを確認させてください。

○桑田市民課長　今、御指摘がありました国分寺市複合公共施設につきましては、現時点では市民サービスコーナーを設置するという形になってございます。

○だて委員　令和10年以降はそちらのほうにできる予定ということでありまして。あちらの施設であれば、今のところ大きな駐車場も含めてこれから検討されていくのかなというように思うので、そういったアクセスという部分では、今の恋ヶ窪市民サービスコーナーに比べれば電車の駅も近いですし、格段によくなることになろうかなと思っはいるんですが、そこはこれからどのように検討が進んでいくかということもあるとは思いますが、現状としては設置するという事で承知いたしました。

なので、こちらの恋ヶ窪市民サービスコーナーについては、なかなか廃止も致し方ないのかなというように思っているところですけど、廃止の方向でということでおっしゃっておられたんですが、どういったスケジュール観でこれから廃止されていくのか、当然、条例改正も必要になってくるかと思うんですけども、そのあたりというのはどうでしょうか。

○桑田市民課長　おっしゃるとおり、市民サービスコーナーの場合は国分寺市出張所設置条例で定めてございます。こちらを改正する必要がございますので、今、この時点でいつというのはなかなか申し上げにくいんですが、適切な時期に条例を改正して、さらに住民の方への周知も考えまして、そこを踏まえた上で確定していきたいと考えてございます。

○だて委員　分かりました。条例改正ができるのは議会が聞かれているときということになると次の3月の議会が最短になるかと思いますが、そこからまた周知期間が一定必要ということなので、それなりの期間はもう少しやるという形になるのかなというように思っています。そこは適切な時期に進めていただくように御検討いただかないのかなと思っておりますので、その間にも使われる方は一定おられるかと思うんですけども、できるだけ多くの方にその期間だけでも使っていただけるように、引き続き周知も含めて進めていただきたいということは要望させていただきます。終わります。

○森田委員長　ほかに質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　では、報告事項2番を終了します。



○森田委員長　続きまして、報告事項3番 **国分寺市地域産業活性化プランの策定について**、御説明をお願いいたします。

○飯塚経済課長　報告事項3番、国分寺市地域産業活性化プランの策定について、御報告いたします。資料はNo.3-1からNo.3-4を御用意してございます。

初めに、資料No.3-1をお願いいたします。こちらのプランにつきましては、現行のものが平成29年度から令和8年度までの10年間となっておりまして、令和9年度の新たなプランに向けて、今年度から2か年かけて策定していくものとなっております。

新しいプランの計画期間につきましては、令和9年度から7年間を想定して策定を進めてまいります。

今年度におきます策定の進め方につきましては、市民と事業者アンケートの実施、それから関係団体へ

のヒアリングを行うこととしてございます。

続きまして、資料No.3-2をお願いいたします。こちらは市民アンケートになってございますが、18歳以上の方3,000人を無作為抽出し、御回答いただくものとなります。設問といたしましては、5分野で19問となっております。

こちらの市民アンケートの5ページをお願いいたします。今回のアンケートで特に新しい項目といたしまして、上段にございます起業に関する質問を設定し、今回のアンケートにつきましては消費行動に限定しない内容としてございます。

続きまして、資料No.3-3をお願いいたします。こちらは事業者アンケートになってございます。前回のアンケートでは商工会員のみを対象としてございましたが、今回は対象と考えられる全ての業種のうち1,000事業所を無作為抽出し、9分野、26問の構成で実施いたします。

前回のアンケートとの違いにつきましては、まず、3ページ下部の人材の確保・育成、4ページのデジタル化への取組、5ページの商工会への加入状況を含めた地域での活動、6ページの事業承継、最後に8ページの訪問ヒアリングの可否について問う設問などが新しい項目として挙げられてございます。

最後になりますが、資料No.3-4をお願いいたします。策定スケジュールの予定をお示ししてございますが、御覧いただきましたアンケートにつきましては、中段下の備考欄にありますとおり市民アンケートが12月上旬から下旬、事業者アンケートが1月上旬から下旬に実施する予定となっております。

地域産業活性化プラン策定検討委員会につきましては、今年度が3回、来年度は5回を予定していますが、素案や原案の段階で、それぞれ議会へ御報告させていただければと考えてございます。

簡単ではございますが、私からの報告は以上です。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございます。市民アンケート、また事業者アンケートのお話もございましたけれども、前回行っていただいたときは市民アンケートのほうは発送数1,000件ということで、今回は3倍に増やしていただいて、より多くのお声を拾っていただけるような取組をしていただいたということで、非常に高く評価したいと思います。

あと、事業者のほうも今回は無作為抽出ということで、前回とは違い商工会加盟事業者以外にも幅広く御意見を聴いていただけるということで、こちらも高く評価させていただきたいと思います。

スケジュールのところを見ますと、前回の調査期間は2週間ということで設定していただいていたと思うんですけど、今回は上旬から下旬ということでもっと長くなるのでしょうか、それとも期間としては一緒でしょうか、その辺も確認させてください。

○飯塚経済課長 こちらでお示ししてございますスケジュールは目安でございまして、実施期間としては同じく2週間で考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。実施期間としては同じくということでございます。ぜひ回収率アップは望みたいところでございますけれども、その部分に関しては対象者のいろいろな御事情もあると思いますのでなかなか求めづらいところであります。

前段の部分で確認したかったのは、今回、7年間ということで大変長期的な計画にはなりますけれども、現計画は見直しを令和3年度に行っていたかと思うんですけども、その辺を今回はどのように考えられているのか、そこも確認させてください。

○飯塚経済課長 新しいプランにおきます見直し期間でございますが、ちょうど真ん中に当たる年に実施

する予定でございます。

○はぎの委員 分かりました。そうしますと、具体的には何年何月ぐらいになりますでしょうか。

○飯塚経済課長 4年目を想定してございます。令和12年度を予定してございます。

○はぎの委員 ありがとうございます。正確に御答弁いただきまして感謝申し上げます。現計画においても概要版ということで、その数字的な部分でも非常に分かりやすく国分寺市の状況を発信していただいておりますので、今回の策定に当たってもそういった形で、ぜひ推進していただきたいことを求めさせていただきます。引き続きの御尽力をお願いして質問を終わりたいと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 市のホームページを見ますと、今年7月にこのプランの策定業務委託のプロポーザルが行われていて、9月に契約したということが公表されておりました。企画提案書の提案事項の中には市民参加の手法ですとか、市民に分かりやすい計画づくりといった提案もあったかと思いますが、特に今回お願いする事業者からの提案の中で魅力的な提案等、もし共有できるところがありましたらお願いしたいと思います。

○飯塚経済課長 今回、小坂委員のおっしゃったとおりプロポーザル形式でコンサルタント事業者が決定いたしました。特に市民の声を聴くというところにフォーカスされた提案内容となっておりました。その中では懇談会とか意見交換会等々が挙げられてございますが、本策定検討委員会の進捗の中で、提案の中でどれを優先してやるべきかというものを選択しながら策定を進めてまいりたいと考えてございます。

○小坂委員 ぜひ、魅力的な提案がありましたら進めていただければ幸いです。

あと一点、官民学の連携の視点から日頃まちの動きを見ていますと、東京経済大学のゼミとかがまちに出て様々なイベントに関わっているのを見かけることがあり、こくベジを使ったメニューでお店とのコラボとか、たくさん動いていただいているなどというのは感じているところで、ヒアリング先として東京経済大学というのもよろしいのではないかとちょっと思いついたところなんですけれども、大学との連携については、今回のプラン作成においていかがでしょうか。

○飯塚経済課長 官民学の連携ということでは、現在実施しておりますお店大賞とかが例に挙げられると考えてございます。ヒアリングにつきましても、いわゆる学に当たる場所だけではなくて、商工会とか商店会連合会といった商業に関わる場所とか、学校に関係する場所もトータルで考えまして、最も適切なヒアリング先を考えたいと思います。

○小坂委員 先ほどもありましたが長い期間のプランになるかと思いますが、若い方の御意見なども盛り込めたらいいのかなと思いました。ぜひ、御検討をお願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂副委員長 森田委員。

○森田委員 事業者アンケートについて伺いたいですけれど、前回より範囲を広げた業種等からアンケートを取られるということなんですけど、もうちょっと説明していただけますか。どういった業種が新しく入りそうとか、広げた範囲について伺いたします。

○飯塚経済課長 前回のアンケートは商工会員のみ限定したという御説明を差し上げましたが、当然、商工会員であれば様々な業種がございますので、業種そのものが広がったという視点よりも、例えば、郵便業とか金融業、電気・ガス事業者等々を除いた事業者全てということで考えてございます。

○森田委員 その範囲指定というのを取り除いたということですね。商工会員以外にも行くというところ

ろで、理解いたしました。これは、農業の方とかにも行くんですか。

○飯塚経済課長 農業者については入ってございません。ただ、先ほどヒアリングと申し上げましたが、必要であれば農業団体に対してもヒアリングすることはあり得ると考えてございます。

○森田委員 当市にはこくベジプロジェクトという事業もございまして、そういった観点から、農業者の方にも必要であればヒアリングをしていただけたらと思います。

○森田委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で報告事項3番を終了いたします。



○森田委員長 続きまして、報告事項4番 **その他**に移ります。

○岡田スポーツ振興課長 私からは、専決処分について御報告申し上げます。こちらは、市民室内プール特定天井等改修工事設計委託についてです。議案第74号として補正予算審査特別委員会で御審査いただく内容ですけれども、本日も御報告申し上げるということになります。

資料をお願いいたします。市民室内プールなんですけれども、これまでも御報告差し上げているとおり、天井に耐震性がないということで令和7年9月12日から利用を停止しているという状況になります。そこで、やはり市民の方からは早期の再開を求める声が当然多くありました。また、庁内でも様々検討してまいりまして、今、ホームページにも少し内容を載せていますけれども、その検討には一定時間も要しますし、また老朽化していますから大規模修繕、もしくは建て替えということになったとしても、こちらは長期にわたるといようなこと、約6年かかるというようにも分かってきました。そのような中から、取り急ぎ、今回、専決処分をさせていただきますけれども、天井の耐震工事を急ぎ進め、市民の皆様の安全を確保した上で利用を再開するという方向で対応を進めてきたところです。

スケジュールのところを御覧ください。令和7年11月4日に専決処分により、市民室内プール特定天井等改修工事設計委託料を予算措置いたしました。同月26日には設計委託の契約を締結いたしました。今後になりますけれども、令和8年2月中旬には工事請負費概算額を算出させていただきます。令和8年3月中旬に第1回定例会において工事費を計上していくという流れになります。お認めいただきましたら、令和8年5月下旬に工事の契約を締結させていただいて、工事の終了につきましては、今のところ令和8年11月下旬を想定しているというようになります。

続きまして、実施設計委託の概要につきましては、こちらの名称、場所、内容についてはお読み取りいただきたいと存じます。この設計委託の期間については、令和7年11月27日から令和8年5月26日までということになっています。

裏面をお願いいたします。こちらに今申し上げた設計契約に係る金額について載せていますので、御覧ください。

そして、引き続き行う工事の概要についても載せています。こちらの工期は先ほど申し上げたとおりですけれども、令和8年5月下旬から行って同年11月下旬まで、約6か月を予定しているということになります。市民の皆様には大変御迷惑をかけていますけれども、このようにしっかりと慎重に進めていきたいと、速やかにやりたいと思います。

簡単ですが報告は以上になります。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。本当に丸山市長の強力なリーダーシップの下、庁内各所が連携していただいて、巻きに巻いて、これ以上巻くことができないぐらいの最速のスケジュール観で今回、進めていただいたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私からお聞きしたいのは、いまだに継続して市民の方から問合せはいただいているところでありまして、このスケジュール（予定）の令和8年11月下旬の工事竣工に関しての情報というのは、来年の5月下旬の契約締結がなされないとなかなか発表は難しいという認識でよろしいでしょうか、確認させてください。

○岡田スポーツ振興課長 先ほど少し申し上げましたが、今現在もホームページには、設計・工事には1年程度かかる見込みですということで御案内を差し上げています。今日、皆様にこの場において報告させていただきましたので、ホームページのアップデートを今日やるという予定で、今、動いています。

○はぎの委員 ありがとうございます。本当にいつになるのかという、まさにそこの部分をよく聞かれるところでありましたので、今、御答弁いただいたとおり、そこの更新もしていただけるということで安心していたしましたので、御対応のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 なしということで、続きまして、その他でほかに報告事項はございますか。

○岡田スポーツ振興課長 もう一点、報告させていただきます。市民室内プール利用停止に伴う代替施策についてということで、資料を用意させていただいています。

2点あります。1点目につきましては、市民室内プール代替施設運営事業としまして、実施場所としてはスポーツクラブルネサンス西国分寺24、こちらのほうで行うという内容になります。

実施の概要としましては、民間プール施設であるルネサンス西国分寺24を、定休日の月曜日になりますけれども、午後3時30分から午後9時30分までを市で借用します。そして市民の方に利用していただくということで、1回200円ということで御利用に供するということになります。

スケジュールとしましては、令和7年12月上旬に、間もなくですが、施設借用に係る委託契約を締結させていただきます。周知につきましては、1月1日号市報に掲載させていただきたいと思います。

実際の事業の開始については、令和8年1月中旬と書いていますけれども、令和8年1月19日の月曜日から開始させていただきたいと思います。

なお、施設借用に係る委託契約の部分ですけれども、令和7年11月14日に予備費で予算の確保をさせていただいているところになります。こちらは第六小学校の体育の授業でルネサンス西国分寺24を定休日に使っていますけれども、その後の夕方から夜間にかけて借りるということで協議が調いましたので進めていきたいというものになります。

もう一点としては、ティップネス国分寺店プール等特別利用事業になります。場所としましてはティップネス国分寺店で、本町にございます。

実施の概要としましては、ティップネス国分寺店独自のサービスなんですけれども、プール、サウナ、そして更衣室を特別価格1回1,650円で市民に提供いただけるというような内容になります。こちらは当然会員でなければ使うことができないところなんですけれども、ティップネス国分寺店との協議によってこのような取組をしていただけたということになりました。

実施の日程につきましては、もう始まっておりまして、令和7年11月15日の土曜日から令和7年12月29日の月曜日まで行っていただくということになります。何分、ティップネス国分寺店にしても初めての取

組ということで、12月29日まで取りあえずやってみて、その状況に応じて、会員の方々に御迷惑をおかけするというわけにも当然まいりませんから、まずは12月29日までやっていただけるというような内容になります。

報告は以上になります。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 御説明ありがとうございます。まずは、御協力いただいたルネサンス西国分寺24とティップネス国分寺店の皆さんには本当に感謝を申し上げたいと思いますし、御協議いただいた御担当にも、時間がない中で速やかに進めていただきまして、本当にありがとうございます。

基本的にはルネサンスのほうが代替施設ということでありますので、先ほどのお話では、予備費のほうで委託契約はもう対応されたということであります。プールを利用するというので、定休日ということであります。管理・監督員の方とか、その辺は当然配置しなきゃいけないかと思うんですけど、これはルネサンスの職員の方に委託契約の中でやっていただくということでよろしいのでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおりです。

○だて委員 そうすると、人件費とかも含めてそれなりの金額がかかると思うので、予備費で対応できる範囲でいけたのかなということだと思うんですけども、予備費の充用というのはどれぐらいの金額なのか、期間も含めて御説明をお願いします。

○岡田スポーツ振興課長 こちらは1日当たり12万4,300円です。そして、先ほど申し上げましたけれども、今年度は9日間を予定しています。合計としまして約110万円の予備費を充用させていただきました。

○だて委員 取りあえず今年度分ということで約110万円ということでありますので、承知いたしました。ちなみに、200円を頂戴するという部分については、どこの収入になるということなののでしょうか。

○岡田スポーツ振興課長 こちらについては市の収入になります。

○だて委員 分かりました。ありがとうございます。これからいろいろ周知していただく形になると思いますが、場所としては駅から近い所であるので、恋ヶ窪の今の市民プールに比べて来られる方が少し増えるのかなとは思っていますけれども、ただ時間的なところは夕方から夜ということで、今まで午前中に利用されていた方などはなかなか難しいところもあるかなとは思っているんですが、何しろ、こういった形で使わせていただける部分が限定的ではありながらもできたということは本当に歓迎すべきところかなと思っていますので、くれぐれもルネサンス側にもしっかり御対応いただきながら、事故のないように進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員 ルネサンス西国分寺24で、1月中旬から市民プールとして1回200円で市民の方が利用できるようになるということで、ありがとうございます。これは年齢が16歳以上ということなんですが、お子さんの利用はできないということになるのでしょうか、教えてください。

○岡田スポーツ振興課長 協議させていただいた結果、こちらに記載のとおり16歳以上の方ということになります。

○鈴木委員 安全面や時間帯なども考えられるのかなと思うのですが、午後3時半から午後9時半までの利用ということで、ルネサンスのスタッフの方に安全管理をしていただくということなので、その辺の理由なのかなとは推察するんですけども、改めて、お子さんが利用できないことに関して、恋ヶ窪の市民プールですとかかなりお子さんの利用がありますので、そのあたりの考え方の御説明をお願いします。

○岡田スポーツ振興課長　こちらの年齢についてなんですけれども、今、委員におっしゃっていただいたような安全面のことなども、当然のことながら理由としては大きいです。一方で、こちらは指定管理者ともお話を当然のことながらさせていただきながら進めてきた中で、一般の利用で、個人の利用で小学生、中学生が市民室内プールを使っているという例はほとんどないということになります。先ほどおっしゃっていただいた小さなお子さんというのは水泳教室の授業、そちらのほうでは広く使っていただいているところがありますけれども、個人の利用については、小・中学生の利用はほぼないというような現状も踏まえて、今回、このような形にさせていただいています。

○森田委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

○小坂委員　代替施策を模索していただきまして、スピード感のある実施を、ありがとうございます。今回、市民は200円で利用が可能ということなんですけれども、こちらの支払い方法についてお伺いいたします。

○岡田スポーツ振興課長　こちらは、庁内で理事者はじめ様々議論した中で決定した内容なんですけれども、当初はこの実施場所であるルネサンスのほうに市民の方、利用者の方が行って、そちらで200円払うというようなことができないかということで、それが一番よろしいですから、そのようなことも考えました。ところが、結果的にはルネサンスのほうでは現金の取扱いが一切できないというようなことから、また庁内へ持ち帰りましていろいろ検討した結果なんですけれども、1月1日号市報で広報させていただきますけれども、場所も近いということもありますので、市役所のスポーツ振興課の窓口においてチケットを販売するということになります。利用の回数に応じて何枚か購入していただいてというようなことで、そのチケットを持ってルネサンスに行って使用していただくということになります。

あと、説明が漏れていて申し訳なかったのですけれども、1回200円というのは、今現在、市民室内プールは1時間200円で、2時間は400円なんですけれども、最低の金額というか、1時間、2時間という時間の区分けというのも非常に難しいというところから、1回200円ということになりました。また、オパール会員の方については無料で御利用いただけるようなことを、今、考えています。

○小坂委員　御説明ありがとうございます。分かりやすい手法での周知をお願いしたいと思います。

あと一点なんですけれども、市報以外でもこれまで使っていた方にできるだけこの情報が届くといいなと思っているところなんですけれども、国分寺市水泳協会とか、市報やホームページ以外の御検討といたしますか、何かあれば教えてください。

○岡田スポーツ振興課長　こちらの周知につきましては、国分寺市スポーツ協会を通じて水泳協会、その他の連盟の方々も含めてですけれども、周知に努めていきたいと考えております。

○森田委員長　ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、以上で報告事項その他の2つ目を終了いたします。

報告事項その他で、ほかに行政側からございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

続いて、陳情の審査を行います。説明員の皆様は以上となります。ありがとうございます。

ここで、委員会を暫時休憩いたします。

午後 3 時16分休憩

午後 3 時44分再開

○森田委員長　それでは、委員会を再開いたします。



○森田委員長　陳情第 7－4 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長　それでは、陳情第 7－4 号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情につきまして、御説明いたします。

本陳情につきましては、令和 7 年10月30日受理、国分寺市東恋ヶ窪 2－36－32、東京土建一般労働組合小金井国分寺支部、執行委員長、南哲司氏ほか連署者 1 名と共に、120人の署名を添えて提出されたものでございます。署名者の内訳といたしましては、市内の方が67人、市外の方が53人となっております。

陳情の要旨につきましては、先ほどの陳情提出者補足説明会にて説明がございましたので、省略させていただきます。

陳情事項につきましては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付してくださいという内容でございます。

説明は以上となります。

○森田委員長　御説明ありがとうございます。それでは、審査に当たって御意見等のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員　このたびの陳情提出者補足説明会において、陳情提出者より30ページにわたる資料が提出されました。こちらの内容もしっかりと精査する時間が必要というところで、一旦、各会派に持ち帰らせていただいて、しっかりと内容も吟味していきたいということで、陳情の継続審査を求めたいと思います。

○森田委員長　ただいま、はぎの委員から会派持ち帰りという御意見が出されました。したがって、陳情第 7－4 号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　異議なしと認めまして、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時47分閉会